

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 27. 4 定 )</b>			
日 時	平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、鈴木副委員長、秋元・高橋（龍）・酒井（隆裕）・ 酒井（隆行）・中村（吉宏）・中村（誠吾）・小貫各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました斉藤でございます。もとより微力ではございますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には鈴木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

---

○鈴木委員

◎新幹線の策定会議のメンバーについて

私は昨日、一般質問をいたしまして、再々質問までさせていただきましたが、その中で、幾つかお聞きしたいことがございます。その1番目が新幹線の策定会議のメンバーということであります。

昨日申し上げたとおり、小樽商工会議所に対し北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議にアドバイザーとしての参加を市長が願っている。しかしながら、商工会議所はアドバイザーとしての参加は辞退したいということでこういった形になっているわけです。

それで、市長の御答弁は提言書をつくるに当たって、そこまでかかわってそのことについてやるので、この策定会議についてはアドバイザーでいだろうというお話でありましたが、私は、新函館北斗駅の例を申しまして、やはり、今後、市が新駅周辺の再開発やインフラ等道路、区画整理などいろいろなことをやるときに、当然そのこまを埋めていただいたり、商業施設を誘致するといったことをするには、この商工会議所の皆さんのお力をかりて民間投資を呼び込む、これは絶対必要だというふうに思っているわけであります。まずこの後々にはなりますけれども、そういった形で商工会議所に連携を深めて民間投資をいただくということの必要性について市長にお聞きしたいと思います。

○市長

鈴木委員がおっしゃるように、これから新幹線が平成42年度末の札幌延伸に向けて今動こうとしているときでございます。そのように進もうとしている中で、今おっしゃったようなお力をかりて進めていくというのは、私としても必要だというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員

それならば、その提言をつくっていただいて、いろいろなところが日に日に変化をされていて、そういったことも含めて、この策定会議でまたいろいろなことを論議しなければならないということであります。ましてや、今後、商工会議所のお力をかりて、一緒にやっというお気持ちがあるのなら、商工会議所が言ったように、アドバイザーとしてではおかしいのではないかと、正式メンバーになぜならないのだ、早い話が怒っています。立腹している。そういった状態をなぜ今の時点でつくらなければならないのか。なぜ、市長が正式メンバーではなくアドバイザーとしてやっていただきたいということにそこまでこだわるのか。市長は外すとは言っていないと言いましたけれども、結果的には外すという形になっているわけであります。私の調べる限り、ほかのそういう策定会議で

商工会議所が外れたことはないのです。ほかの策定会議ではそういった形で必要だから正式メンバーに入れていらっしゃる。それをあえて、市長が提言書をいただいたからというのは、その前までの話です。ですから、今後、そういう区画整理など、そういうことを埋める場合にも商工会議所の協力が必要だとおっしゃるのなら、当然、この間の策定会議にも正式メンバーとして招聘するのが普通の考えではないですか。その点についてお聞きします。

**○市長**

今、鈴木委員からお話のありましたように、当初はそのような考えの下でアドバイザーとして提言をさせていただいたところでございますが、私としても今の委員の意向も受けて、その考えも含めて、改めて商工会議所と協議をしてみたいと思っておりますので、お願いをいたします。

**○鈴木委員**

市長は私の質問に対して、引き続きアドバイザーとして協力していただくことを含め、協議をしてみたいというお話です。含めということは、前よりは少し前進しているのかなど。今日の報道では、全然進んでないとなりましたけれども、私としては含めが入っただけで、それだけでも違うのかなという気がします。

ですが、先ほど言ったように、アドバイザーとして協力していただくことを含めではないですよ。正式なメンバーとして招聘するのが筋だと言っているのを、なぜこのアドバイザーを入れるのか、この文言を入れるのか、アドバイザーでなければいけないのか、そのことについて再質問でお聞きしたわけです。どうして正式メンバーではいけないのか。それは提言書をつくっていただいたからというお答えでしたけれども、私は現時点とそれから、これからも必要だと。そして、商工会議所は今の正式メンバーではない扱いに対して憤りを感じているということも申しているのです。それは、再開発など、そういうことに対して、例えば市長はそういうお気持ちがありますけれども、いや、今回こういう扱いを受けて、とてもではないが次の段階には進めないというお話だってあり得るわけです。なぜ、今こうやって商工会議所が憤りを感じている状態にしておくのか、それがわからないです。それをお答えください。

**○市長**

御指摘のような状態にならないようにということも思って、協議を行っていきたいという話で答弁させていただいたところございました。今、委員からもお話があったように、含めというのは、私自身はもともとそのように要請していたところでありますから、現段階で最初からそれを取り除いてということになれば、また矛盾も生まれると私自身は思っております。ですので、そのこともそうですし、今、委員から御指摘いただいたことも含め、あわせてその中でお互いの望む形がとれるように協議をしてみたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

**○鈴木委員**

たぶん、このやりとりを何度やっても、そういうお答えにしかならないのかなと思います。

それで、聞き方を変えますけれども、含めということをあえて入れていただいたということでありますから、商工会議所を正式メンバーとして入れる考えも持ったというお考えでいいですね。

**○市長**

それはこれからの打合せにおける内容によるかと思いますが、もちろん商工会議所からその協議の中で改めて具体的に要請があれば、当然考えていかなければならないと思っております。

**○鈴木委員**

それでは、最後に聞きます。

ここまでアドバイザーとしての参加にこだわる理由と、それから今、正式なメンバーにしないことで不利益が生じていると私は考えるのです。というのは、協力体制などについて、やはりすんと落ちる形で協力をいただけないという現実があるわけです。それを市長は思わないということですか。というのは、今後のことをにらんでも、

必要だというふうに先ほどおっしゃったわけです。そして、現時点では、アドバイザーとして参加していただくということですが、商工会議所は、それでは納得していないみたいです。そういうことを含めると、今後の協力体制にも支障があるのではないですか。そして、含めということをお願いしたので、何パーセントぐらい入れるつもりがあるのですか。半分以上に増えたのですか。そのことについてもう少し前向きな話をさせていただきたい。協議をしてやっていくと言いますけれども、市長以外にアドバイザーでなければいけないというのは、どこが言っているのですか。市長だけではないのですか。だから、それを聞きたいのです。どうして、かたくなにアドバイザーにこだわるのか。

そして、先ほど言ったように矛盾が生じると言いますが、矛盾が生じるとか生じないとか、そのような小さい話ではないです。絶対に正式メンバーとして入れていただきたい、そのように思うわけでありまして、言ったからもうひっくり返せない、その程度の話ではないのです。ですから、言いにくいかもしれませんが、今、ここで正式に、正式メンバーとして、かなりそういう度合いが高まったとか、そういうことを言うべきではないのですか。最後にそれを質問します。

#### ○市長

私自身も当初、アドバイザーとして提案したときには、不利益を被るというふうに考えていたわけではないので、そのときにはそれを感じていたわけではございません。

それとそのパーセンテージという表現は難しいですが、もともとそのように私からは意向を伝えていたところではございますけれども、いわゆるそういうふうな形での商工会議所の考え方、思い、又は、今、委員が御指摘されていることも含めて打合せをしていこうと思っていますから、そういう意味では高まったのは間違いないと思っております。

アドバイザーでなければいけないというのは、どこがということはありません。庁内での打合せの中なので、誰からとか、どこからとかということとは全くございません。

#### ○鈴木委員

この質問をやめようと思いましたが、もう一つだけ。

庁内と相談すると、庁内の皆さんは、たぶんこの商工会議所とこの新幹線の策定会議のことでみそをつけると言ったら言い方がおかしいですが、やはりそういったことでほかのいろいろな連携に影響があっては困るという思いがあると思います。ですから、こういったことを市長は私への答弁で溝はないと答えましたが、このことは確実に溝を深めているし、溝はあります。ですから、こういったことで市役所の皆さんがいろいろなことで、他団体や商工会議所と打ち合わせたり、いろいろな協力を仰ぐ不利益というか、そういうことにならないように、まずここから改めていただきたいということです。ですから、もう一回答弁していただきたいのと、絶対正式メンバーとして入れてください。お願いします。

(「もう一回答弁というのはどの部分ですか」と呼ぶ者あり)

もう一回というのは、庁内ということですが、そういう話を私は聞いていないので、それは市長が決めることでしょう。だから、もし市長が決めるのなら、市長がどうしてアドバイザーにこだわるかをお答えいただかなければいけないのです。私が、だから庁内の皆さんとお話ししてアドバイザーでなければいけないですね、市長というのならそういうお話ですが、そういった声は聞こえてきていない中、市長がアドバイザーというふうにおっしゃっているのではないですか。ですから、それであれば、なぜアドバイザーとしか言わないのか。正式メンバーであるのが普通であるのに、なぜそうなのかということをお答えください。でも、それを答えないので、どうなっているのですかというお話ですよ。

#### ○市長

今、お話しさせていただいたように、当初はそのような考え方の中で提言をさせていただいたところですし、庁

内における職員と打ち合わせた結果でそのようにお伝えをさせていただいたので、先ほどそのようにお話をさせていただいたところでございます。

鈴木委員から、そのように御指摘をいただき、そのこともしっかり踏まえて、今後、商工会議所の皆様とも協議してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。お願いいたします。

#### ○鈴木委員

##### ◎小学生までの医療費無料化について

質問を変えます。小学生までの医療費無料化の件であります。

本日、厚生常任委員会の資料をいただきました。この中身についてのいろいろな論議は厚生常任委員会で行うこととなりますけれども、市長にこのことで考え方を聞きたいので、今回、お聞きします。

まず、この制度の概要をお知らせください。

##### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

ただいま助成を行っています乳幼児等医療助成の現行制度の概要について御説明させていただきます。

まず現行制度は、3歳未満の子供に対する入院、入院外に対して助成をしております。非課税世帯、課税世帯の区分なく初診時のみ580円の一部負担金をいただいております。

また、3歳から就学前の児童に関しましても、入院、入院外を対象とした助成となっておりますが、3歳以上就学前の子供につきましては、課税世帯は医療費の1割、非課税世帯は初診時のみ580円の一部負担となっております。

また、小学校1年生から6年生につきましては入院のみの助成となっております、入院外は対象としておりません。こちらも課税世帯は医療費の1割、非課税世帯は初診時のみ580円の一部負担となっております。

#### ○鈴木委員

ということで、このように試算したものをいただいたわけでありまして。先ほど言ったように、中身については厚生常任委員会で質問させていただくのですけれども、まず、一般質問でも言いましたが、いろいろな案をいただく、最終的には拡大案④がゴールということでお聞きしていますし、今回は財政的に若干難しいのかなということで、この提案であります。

ですが、この資料によると、拡大案①では扶助額の純増額が4,200万円です。そして、拡大案③が7,900万円ということになりますと、3,700万円の差があるわけです。ということは、市長にとって、私も言いましたけれども、この医療費無料というのは1丁目2番地ぐらいの市長公約であります。

そういった中で、これだけの幅があるのを出すという考えがよくわからない。というのは、例えば私としては、今回、財源をこういった形で確保して、こういうことをやりたいというニュアンスというより、財政が変われば、この内容が、例えば取り入れられる内容が変わるのか、そのようにも見えるのです。市長はこのことについて財政部にどういった指示をされているのですか。

#### ○市長

小学生までの医療費無料化について、今、担当課からも説明がありましたけれども、御指摘のように必要な財源の幅が広がっているのは事実でございます。拡大案④が最終目標なので、本来であれば、来年度からこれを行いたいという思いの下で財政部とは当初から話をしていたところでもありますけれども、やはり単年度だけの事業ではなく、長期的に続く事業だということもありますので、毎年度それだけの負担が生じる可能性があるだろうということがあり、そのような中で、皆様に事前に御提示していくときに、コンクリートしたものではなく、できる限りその財政状況を皆様にも御提示させていただきながら、できれば来年度から一部拡大をしたいという思いがありますので、厚生常任委員の皆様にもこの状況を御提示させていただいた中で、どの案であれば来年度からいける可能性があるのかということ、私としてもこれから皆様に対して御提示し、協議をしたい、その原本として提出させていただいているところでございますので、その確認の上で皆様からさまざまな御指摘をいただき、これから行

われる来年度予算のヒアリング等において、国の予算状況とか、そのようなことが細かい形で出てきますから、その上で判断をしてみたいと思っております。

**○鈴木委員**

今の市長の答弁の中には、財政部への指示についてありませんでしたが、財政部はどのような受取をしていますか。

**○財政部長**

この医療費の無料化につきましては、予算ばかりでなく、これまでも政策検討会議の中でもいろいろ議論させていただいてございます。ですから、そういった中で一度に完全実施するのか、あるいはいろいろな段階的にやるのか、そういったことを財政状況を見ながら進めていこうということで、私どもは受けてございます。

**○鈴木委員**

この医療費無料化については本当に御希望が多いというか、私ども自民党も財政状況が許せば、やはりしっかりやっていただきたい。そういう立場であります。その財政の裏づけは大丈夫なのかということがいつも問題になるわけです。

それで、例えば厚生常任委員会でそういうふうにもんでいただいた中で、例えば最終に近い拡大案③がいいと、これが一番近いですから、しかし財源をたくさん伴う。そういう論議をしてどうだこうだと言ったときに、財政部で、いや、拡大案①しかできないとなったら、この論議はどうなるのですか。そういうことについてお考えはないのか、聞きたいのですけれども。

**○財政部長**

厚生常任委員会でこれから議論されるかと思えます。もちろんそういった部分については十分に参考にさせていただきたいとは思いますが、やはりこの時期、この予算の関係の答弁というのはどうしてもこういう答弁にならざるを得ないのですが、いろいろその間の歳出予算あるいは歳入予算、全体のバランスを見た中で、最終的に予算を組んでいくということでしか現在のところは申し上げられないという状況でございます。

**○鈴木委員**

市長が公約に掲げているのですから、しっかりと例えば拡大案③の7,900万円を確保するとか、そういった形で指導をとらなければ、こういったあまりにも3,700万円も開きがあるような提案というのはおかしいのではないですかというお話をしているのです。

というのは、これだけやりたいというお話ですから、例えば、今、財政部長がおっしゃったように、後で見なければわからない。それはわかりますけれども、我々の求めているのは、やはりこういった形で財源を確保すると。それにはこれとこれを詰めて、そのかわりここは泣いていただく。だから、こういうふうに予算をきちんと用意するのだと。そして、こういう案でやりたいのだというのが本当の提案ではないのですかという話をしているのですけれども、どう思いますか。

(「部長、ちゃんと答えてくださいよ」と呼ぶ者あり)

**○財政部長**

今回はあくまでも新年度予算に向けてあらかじめ議会の皆様の御意向をお伺いするという目的で、今回の第4回定例会にそういう資料を出したというふうに承っております。ですから、あくまでも我々は今後予算編成に向けて、そういった議会での議論も十分踏まえながら予算編成をしていく、そういったことでございます。

(「市長にも聞いているのですけれども」と呼ぶ者あり)

**○市長**

先ほどもお話をさせていただいたように、私としては本当であれば、御提示させていただいている一番下の欄、拡大案④を来年度からすぐにも導入したいという思いを持っているところでございます。ただ、やはりこれだけ

大きな予算規模でございますから、今までもお話ししているように、財政状況は少しずつ改善の兆しが見られているとはいえ、やはり厳しい状況であるのは事実でございます。今後において、国の予算状況であったり、地方交付税の歳入歳出ということで、財政部長から話をいただいておりますけれども、もちろんそれを鑑みながらではありますが、できれば、それに近い形を導入したいという思いは持っているところではございます。しかしながら、それもまだ、明確にここまでの歳入に対しての余力があるだろうか、歳出はここまで抑えられるだろうかというところがまだ残念ながら見えきっておりませんので、このたびはそういう意味でも皆様にこれも御提示をさせていただいた中で、これから一部拡大でも大体これぐらいの予算がかかるであろうということをお示しさせていただいたところでございますので、やはりこれから厚生常任委員会でお話もあるかと思っております。そのお話も含めて、そして今後におけるその来年度に向けた予算の状況が落ちついてきた中で、その流れの中で、何かしらの決断をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

**○鈴木委員**

それでは、財政部長に聞きますけれども、議会の議論を尊重してということですから、例えば我々がこういった形がいいということでは、その財源確保に向けて努力をするということを約束していただけるということですね。

**○財政部長**

あくまでも十分に踏まえてというふうな中で、あとは全体の予算、歳入歳出全体のバランスの中で、現時点では、特に歳入の関係というのはいろいろ地方交付税の関係、まだ見えてきていない部分もございますので、そういった中で予算は編成していきたいと思っております。

**○中村（吉宏）委員**

**◎貸出ダンプ制度について**

まず、貸出ダンプ制度の配車に関する質問ですが、今定例会におきまして、自由民主党の代表質問で酒井隆行議員から貸出ダンプ制度についての質問がありました。答弁の中では、貸出ダンプ制度の素案を白紙撤回してほしいという問いに対して、白紙撤回するのではなく、現行制度をよりよい制度設計にするため、意見交換などをしてまいりたいという御答弁でしたけれども、改めてこの点を求めますが、貸出ダンプ制度の素案は白紙撤回していただきたい、このように思いますけれども、この点御答弁をお願いします。

**○建設部片山副参事**

貸出ダンプ制度の配車方法を見直すことにつきましてですが、示した案としては、たたき台としての案を御提示させていただいたということで我々は認識してございます。そのたたき台の案を含めて、ほかにもいい案があれば、機会も設けまして、我々もその意見を聞きながら、さらによりよい制度設計を進めていきたいということで考えてございます。

**○中村（吉宏）委員**

たたき台の案を含めてということですが、このたたき台の案もまだ残っている、そういう認識でよろしいですか。

**○建設部片山副参事**

たたき台の案も残っているのかということですが、この案にもいろいろな御意見をいただいておりますので、この案にこだわることなく、ほかのいい案、アイデアがあればその案も含めて前向きに検討していきたいというふうに考えてございます。

**○中村（吉宏）委員**

このたたき台の案ですが、業者を含めて関係各所にさまざまな動揺など、議論が及んでおります。いろいろな声を建設部でも把握されていると思っておりますけれども、その点、建設部が認識している業者の声を聞かせください。

○建設部片山副参事

このたたき台の案に対して寄せられている御意見ですが、建設常任委員会でも議論になっておりましたけれども、業者の営業活動の部分がないがしろになっているのではないかというような意見が一番大きな意見かというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

そのような声が業者から上がっておりまして、我々もそういった声を伺っているところであります。

その中で、この案をそのまま残しておくのはふさわしくないと我々は考えるわけですけれども、この点に関しまして、本日資料要求をさせていただきました。貸出しダンプ制度についてという資料で、過去5年間のダンプの車両借り上げの費用実績があります。平成26年度は書面に載っているとおりですが、建設常任委員会でも取り上げられましたが、27年度に対する試算についても一度建設部から御説明いただきたいと思っております。

○（建設）庶務課長

さきの建設常任委員会で、仮に試算をしたならばということでお話をさせていただきましたが、昨年度は、全体で約1億5,700万円かかっています。それを1台当たり、ダンプにつきましては全部で148台の登録がございますので、それを1年間で1台当たりどれぐらいの費用がかかったかという部分を求めますと、これが約106万円になります。それを各ダンプ組合の保有している台数、これが1年間フルに稼働されたとしたならば、小樽運送事業協同組合は49台保有してございますので、約5,200万円になります。道央環境土木運送事業協同組合につきましては62台保有してございますので、約6,600万円になります。道都総合事業協同組合は37台保有してございますので、約3,900万円ということになります。小樽トラック協同組合につきましては、4トンダンプを所有していないということもございまして、これにつきましても実績がないということで、27年度試算の中ではゼロ円という状況でございます。

○中村（吉宏）委員

今、お示しいただきました試算ですけれども、かなり現実味も帯びてくる数値かなというふうに私は判断しております。

この中で、今、三つの協同組合の事業の借り上げ実績が試算されたわけですけれども、それぞれの協同組合の前年度比のパーセンテージ、何パーセント下がった、何パーセント上がったというところを示していただけですでしょうか。

○（建設）庶務課長

前年度比で比較させていただきますと、小樽運送事業協同組合につきまして99.8パーセント、道央環境土木運送事業協同組合は前年度比の80.9パーセントになります。道都総合事業協同組合につきましては165.9パーセントというような試算になっております。

○中村（吉宏）委員

ということは、道央環境土木運送事業協同組合が前年度比おおむね20パーセントの減少、それから道都総合事業協同組合が65.9パーセントもアップするという数値になるかと思いますが、こういう状況が、普通の民間の競争の中で65パーセント売上げが伸びるですとか、前年度比で20パーセントもマイナスになるですとか、通常の民間の事業のあり方では、運営の仕方ではあり得ない数値になるかと思いますが、この辺の御認識を伺いたしたいと思います。

○建設部片山副参事

今、御説明したことに対する認識ということでございますが、あくまでシミュレーションの結果ということで考えてございます。制度につきましては、こういう状況も踏まえて、今後の貸出ダンプ制度のあり方についても含めて、どういう制度がいいのかということで検討していきたいと思っております。今、御提示したのは、あくまで一

つのシミュレーションということで考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今のパーセンテージを含めたこの数字は試算ということですが、これも踏まえて、今回、各業者に説明及び意見を求めたということだと思いますけれども、間違いはないでしょうか。

○（建設）庶務課長

配車方法の状況につきましては説明させていただきましたが、この金額等については具体の説明はしてございません。

○中村（吉宏）委員

現在いろいろな企業から私も聞き取りいたしましたところ、今回のこの制度変更によってこういう数字の変動があるのだということを業者から教えていただきました。それを踏まえて、業者からは考え直してほしいという意見が多く寄せられております。今の説明としましては、そういう部分も認識せずに業者に説明をしたということで、建設部の認識だと思えるのですが、それでよろしいのでしょうか。

○建設部片山副参事

今、御説明しましたけれども、このシミュレーションについては提示した上で説明したわけではございませんけれども、配車方法につきましては、小樽市と市内 4 組合ありますダンプ組合との契約の中で、町会が自主的に排雪する作業を支援するための制度でございますので、なるべく登録いただいているダンプを有効に活用しようということでの考えでこのたたき台、素案を提示した次第でございます。

○中村（吉宏）委員

今の質問は、趣旨を聞いているわけではなく、この制度変更をした場合のシミュレーションによるとこういう結果になるということでのよろしいのですね。

○建設部片山副参事

これは仮の試算ということでございますけれども、そのとおりでございます。

○中村（吉宏）委員

この制度変更を提案されたのはどなたでしょうか、お答えください。

○建設部片山副参事

制度変更につきましては、参与からの提案を受けまして、制度設計の詳細につきましては、建設部で行ったものでございます。

○中村（吉宏）委員

では、参与にお尋ねします。試算の結果、こういう形になるということ、参与は認識をされていらっしゃいましたでしょうか。

○（総務）秘書課参与

今の建設部から出ましたその試算については、その当時、私がお話したときには認識しておりませんでした。

○中村（吉宏）委員

何か制度を変更するということに、行政が市民に対して何かの変更を生じさせるという場合に、試算できませんでした。民間にこれだけの影響が及ぶということ、そもそも認識せずに制度の変更をしたいのだけれどもという問い合わせをしていくような行動について、私はおかしいのではないかと思いますけれども、御認識はいかがでしょうか。

○（総務）秘書課参与

まず一つは、これも私が前回の建設常任委員会でお話しさせていただきましたけれども、8 月ごろに全体の除雪計画の見直しをしたい中の一つとして貸出ダンプ制度の問題がございました。先ほど建設部からも説明がありました

とおり、1 億 5,000 万円を超えるような平成 26 年度の実績ですけれども、青天井でどんどん膨れ上がってきていると。それで、ダンプは大体 150 台切れるぐらいのダンプ数の登録だと。一つ、大体平均にしますと 100 万円ぐらいになるのですかね。

そういった大きな事業をしている中でやはり、このようなことを言ったらあれでしょうけれども、少しでも無駄がない、抑制できるものであればしていきたいという提案の中に、貸出ダンプ制度で、何かそういうことができな  
いだろうか。それともう一つ、4 組合が均等にダンプを小樽市に貸してくれるという制度で、市が逆にそれを受けて  
備車をしていく、市から発注していくという形なものですから、当然、登録している皆さんはまさしく市内の業  
者でございますので、やはり市としての立場とすれば、一定的にはやはり均等な使い方というのがひとつ大事な  
のではないかといいながら、そういったこと、私は、すぐにそれをこういう制度にしろということではありませ  
んでしたけれども、そういった平等にできる方法は何かないだろうかという提案をさせてもらいまして、その提案を踏  
まえて、建設部が内部で打合せをしたらしいですけれども、今の提案がありまして、こういったことを考えている  
ということ、少し提案も遅くなったのですが、一応このまま、私もすぐには思っておりませんので、当然 4  
組合の理解を得られなければならないということは、当然、第一条件でございますので、そういうことで提案、素  
案としてたたき台として提案したいのだということでしたので、それはそういうことで 1 回提案するのも、意見を  
聞くのもいいのではないかといいながらお話ししたところでございます。

#### ○中村（吉宏）委員

今、いろいろ御説明がありましたけれども、そもそも、今、予算の話もありました。費用を抑制したい、その状  
況もよく把握はしているつもりです。ただ、民間企業にこの投げかけをしたときに、すんなりとそうですかとい  
うような合意を得られるようなものでは到底あり得ないだろうというのは、今お示した数字上のものからもわかる  
とおりでありますし、どうして、そもそもこういうところまでしっかり考えた上で、あるいは業者の立場に立った  
上で発想、発案をしなかったのか、この点をお伺いしたいのと、それから、こういう借上げ費用が 65 パーセントも  
変動するような提案をした。しかも 65 パーセントもアップする組合というのは、こちらの道都総合事業協同組合、  
代表理事は荒木和廣氏というお名前が出ておりますけれども、この方は市長、よく御存じかと思いますが、いかが  
でしょうか。

それから、その上でこの変動、私はこの数値を見たときに、なぜ小樽市がこの一組合に向けて利益を誘導するよ  
うな発案をしたのか、この点を問いたいただきたい、そう考えておりました。いかにもおかしいですよ、これは。こ  
の状況からは、官が民業の中に入って、数字の操作をしているように見受けられる。このことについてしっかりと  
御説明をいただきたいと思っております。以上、3 点について回答をお願いします。

#### ○建設部片山副参事

まず、このたたき台、素案の提案の趣旨でございますけれども、公平で効率的な配車方法を検討したということ  
でございます。1 点目の事業者の立場ということでございますけれども、先ほどの趣旨で説明しましたように、事  
業者の立場ということではなくて、いかにこの貸出ダンプ制度の配車を公平で効率的なものにしようかという観点  
での検討でございます。

それから、2 点目の道都総合事業協同組合の代表理事の方は存じてございます。

3 点目の市がなぜ利益誘導するようなどということでございますけれども、それもさきに説明させていただきました  
ように、いかにこの貸出ダンプ制度の配車を効率的に行いたいかと、なおかつ公平にということでの制度設計で  
ございます。

#### ○中村（吉宏）委員

今の御答弁の中に、一つ質問したことに答えられていないところがあると思うのですけれども。

今の公平のところですが、何か公平とか公正と言いますけれども、特に何で形式的な公平性を追求しているよう

な状況が生まれているにもかかわらず、その点を考慮していないのかと今思いました。公正と言いましたけれども、果たして民業に市あるいは官が介入して何か操作をしている。これはこの事業というのは民の力をかりなければ成立しない事業だと思うのです。それについて官が数字を大きく動かすようなものを果たして公正と呼んでいいのかどうか、この点がおかしいと思うのです。

それから、先ほどの代表理事について、私は、市長御存じですよというお話をさせていただきましたが、この点についてもう一度お答えいただきたいと思います。

#### ○建設部片山副参事

先ほどの答弁で私の発音が少し悪かったかもしれませんが、公正ということではなくて、公平ということで御答弁させていただいております。

(「誰にとっての公平なの。業者じゃないのか」と呼ぶ者あり)

#### ○市長

よく存じております。

#### ○中村(吉宏)委員

今、答弁がありました。まず、公平についてですけれども、業者についての公平ではないか、何をもって公平なのかというのが全く理解できないというのが1点、それと市長も御存じの方、私もいろいろな方から聞き及んでいますが、市長の選挙戦でいろいろ大きくお力をかけた方がこの代表理事であるということ、この状況がある中で、どうしてこういう数字の変動が生まれてくるのかというのが納得できないので、はっきり納得できるように御説明いただきたいと思います。

#### ○建設部長

先ほど民業に介入しているというようなお話がございましたけれども、これまでこういう数字が出てきたのは、これまでの配車方法というのは実施団体が積込み業者を選ぶと。それにその積込み業者が属する組合のダンプを派遣するというところでやってきたということが今の昨年度までの数字でございます。そういったことで、私どもは営業活動ですとか、そういったことを否定しているつもりではございません。積込み機械の中で十分やっていただいて結構だと思っております。

ただ、そういった慣例ができた中でいきますと、以前に御批判いただいたようなゼロ円排雪、これは究極の形ですけれども、そういったことが生まれてきたという課題もございます。そういう中で、市役所とダンプ組合の間の契約でございます。そういった中で、私どもとしては、配車するに当たっては積込み機械の営業に介入することではなく、公平な配車をするという一つの形態として、私どもの案として取り上げているということでございますので、その結果がこの変動につながるものだという御理解いただきたいと思っております。

#### ○中村(吉宏)委員

今の御答弁で、私は民業への介入だとは断言していません。かのようなことをまずお伝えしましたが、でも、今の御答弁をいただきますと、この貸出ダンプ制度は積込みと、それからダンプの運用まで含めて民で運営していたものを積込み業者とそれからダンプの部分を切り離すことは、いわゆるそれまで民にお願いをしていた部分を官が介入して切り離すということになっていると思うのですけれども、こういうところがおかしいのではないですかということを言っているわけで、そもそもの制度設計をしていく中で、提案の段階から、参与の提案の段階からそういったことも発想に含めて、かつ民の企業の意見なども聞き取りながら徐々に進めるという発想をする前に、一応案として、素案として市が出したこと自体が非常に問題だと思うのです。この点、今、民への介入ではないと言われましたが、業者は積込み業者がそれぞれの営業活動の中でやってくれと。しかしダンプは別だと。でも、今まではダンプも含めて組合、それから積込み業者にお願いをしていた経緯がある。それを切断するということは民に対する介入であり、これはしっかりと事前に協議をしながら決めなければならないことだと思いますけれども、

その点の認識をもう一回伺いたいと思います。

#### ○建設部片山副参事

貸出ダンプ制度におきましては、小樽市と市内 4 団体のダンプ組合との契約関係がございます。また、町会が自主的に排雪する場合については、町会と積込み業者の契約があります。ですから、基本的な考え方としては、積込み業者の契約と、それから運搬を配車する業務というのは、基本的にはもともと切り離されているものでございまして、それが長年の運用の中で積込み業者とその配車するダンプが同じほうが効率性がいいということもございまして、そういうことで慣習的に積込み業者のダンプが現場に派遣されているという実態がございます。

ただ、近年、この積込み業者と配車されるダンプ業者が同一であるということで、現場でのルール違反というのが見受けられるようになってきております。そのルール違反について今年は体制を強化して監視体制も強化させていただきましても、その部分の解消を図っていきたいというのも、この制度を見直すきっかけの一つではございます。

#### ○中村（吉宏）委員

今、効率というお話がありました。公平性と効率を考えて新しい制度の運用を検討したいということでしたけれども、今のお話ですと、従来の制度でも積込み業者とダンプの業者が一緒の場合もあり、効率がいいというお話も出ました。効率がいいのか悪いのか、何か聞けば聞くほど、ますますわからなくなっていってしまうのですけれども、この点をきちんと整理していただけないでしょうか。我々は、新しい制度を撤回してほしいと言っているわけで、そういう矛盾を多く含んでいる。さらに、先ほど代表理事が市長の応援をしていた後援会の方だという情報も入っている中で、そういった方の組合に大きな利益がもたらされるような状況、こういったものが結果として生み出されているということも、参与を含めて建設部の方からも全然納得いく答えが返ってきていないので、この点、もう一回きちんと御答弁いただけないかと思っておりますので、お願いします。

#### ○建設部片山副参事

効率ということのお話でございますけれども、積込み作業の効率と配車の効率というのは分けて考えております。配車の効率につきましては、市内の 4 団体の組合の合意、同意が必要だというふうには考えてございます。その 4 団体の協力が得られるのであれば、その効率の部分は解決できるのではないかとこのふうには感じておりますけれども、そのいろいろな課題があってその部分はまだ課題のままというふうになっているのが現状でございます。積込み業者の効率とそれから配車の効率は我々としては、今、分けて考えているところであります。

また、いろいろ御意見を伺っていく中で、両方の効率をよくするような方法もアイデアとしては考えられるのかとは思っておりますので、いろいろな機会を設けて意見を伺ってまいりたいと思っております。

（「もう一つの質問、道都が」と呼ぶ者あり）

#### ○市長

御指摘のとおり、以前、濱本委員からもお話があって、私の後援会の役員でございます。それは事実でございますけれども、私自身、おかげさまでかなりたくさんの方々に後援会に入会いただいて、これまで政治活動を続けさせていただいたところでございます。見えているところはこの方ですけれども、ほかの組合も含めて、私の後援会に入会いただいている方がどこにいらっしゃるかというのは、私自身はわかっておりません。もしかしたらいらっしゃるかもしれない。その中で見えている方だけのために私自身が行動するということは、ほかの応援している方々への裏切り行為につながりかねないというのは私自身も自覚をしております。やはり行政においては、私も皆様に常々お話しておりますけれども、やはり市民の皆様のためにしっかり取り組むということが大切だというふうには思っておりますので、その意識、考え方は今も変わりはありません。

今、貸出ダンプ制度のことでお話がありましたけれども、建設部からのお話のように、やはり長きにわたって続いている制度の一つでございますから、その中で幾つかの課題を抱えているということで話を聞いております。そ

れを改善する、かつより効率的に行っていくために一つの案として提示をさせていただいたというふうに聞いておりますので、今後においてもさまざまな課題をいかに解決していくのか、この貸出ダンプ制度は本当に町会の方々にとっても大変望まれているというか、人気のある制度でございますので、それがより効果的にできるように、これから原部・原課とも話し合ったいと、このように考えております。

#### ○中村（吉宏）委員

質問に対して直接の回答になっていないのが、最後の市長のお話なのですが、先ほどからの議論で65パーセントの利益変動がある。つまり仮にこの制度が運用されれば道都総合事業協同組合が65パーセントも利益を増すことになるわけですが、そういう状況というのはおかしいだろう。つまり民業が65パーセントの利益を活動の中で上げるということは、物すごい営業努力をしなければ上がらないもので、市による一つの制度変更によって、そういう利益を大きく生み出すような状況、その利益が生まれる先が市長の後援会の恐らく幹部の方だと思います、この代表理事の方は。そういう流れになるのは、どういうことなのかというのを聞いているわけであって、選挙支援をしている方はたくさんいらっしゃいます。ここに居る議員もそうです。私に挨拶しないであの人に挨拶したというところから始まり、怒られるのです。

そういうレベルの話ではなくて、企業のいわゆる大きな利益を動かすようなことであるからこそ、目立つ、目立たない話ではないですよ。これが進めば、法律上の官製何とかというお話にもなってきます。大きな問題の種なのです。そういった御認識はあるのかと。公平性という言葉を考えれば、明らかに公平ではないのではないですかという状況になっていくわけです。65パーセントの利益が動くのです、アップするのです。市のアクションのおかげで、いわゆる制度変更という一つのきっかけで。公平な、あるいは公正な立場である行政が、一つの民間の団体の利益を大きく左右するというのは、状況としておかしいと思われませんか。これが質問の趣旨です。

しかもその先が市長の選挙支援に関して非常に重要な役割を果たした人物がトップをとっている場所であると。この点についてしっかりと御説明なり、そういうおつもりでなかったなら、そうだとお伝えいただければと。意図して行ったことではないですと、そういうことをお伺いしたいのです。

#### ○市長

先ほど原部・原課からもお話がありましたけれども、あくまでその効率性であったりとか、公正性も含めて今改善しようというお話だったかと思えます。その結果がどう動くかというのは、どのように、例えば私の役員がかかわるところが減っても、何をしてもやるべきことはやらなければいけないというふうに私自身は考えております。ですから、今お話のあったそのシミュレーションにおいては、そのような結果になっているようではございますけれども、その結果を最初から望んでこの話をしてしているわけではなく、あくまで貸出ダンプ制度が今抱えている課題をいかに改善するかということで皆様に御提示をしているところでございますから、それについては貸出ダンプ制度のやはり真の目的であったりとか、その内容であったりとか、それをもう一度我々も鑑みながら、そして皆様にその目的をしっかりとお伝えをしながらその内容を改善していくことが、私としても重要だというふうに、今のやりとりを聞きながら感じたところでございます。

#### ○中村（吉宏）委員

今の御発言ですけれども、この制度の問題点といいますか、改正しようとする素案自体がおかしいというお話をずっとさせていただいてきました。今、市長も公平ですとか、そういったところをしっかりともう一回考えたいということですので、もう一度最後に提案をさせていただければ、この素案を今後の制度改正からは外していただいて、白紙撤回をしていただきたい。その上で、必要に応じて違反等のお話もありましたけれども、必要に応じてしっかりと制度設計をしていただきながら、いろいろな関係各所が納得する案を御提示していただきたいということをお聞きして終わりたいと思います。

### ○建設部片山副参事

貸出ダンプ制度の配車方法につきましては、いろいろなアイデア、それから検討の案があると思います。ですから、このたたき台を無理やり進めるということではなくて、いろいろな意見を聞きながら、これよりいい案があれば、そちらのほうをたたき台として……

(「下げないんですか、じゃあ。このたたき台も含めるんですね」と呼ぶ者あり)

いろいろな可能性も含めて一つの案にとられることなく、よりよい制度設計を行ってまいりたいということで考えてございます。

### ○委員長

自民党の質疑を終結します。共産党の質疑に移します。

---

### ○酒井（隆裕）委員

#### ◎市民公募委員登録制度について

まず、今回の補正予算案に係る市民公募委員登録制度についてお伺いいたします。

私の代表質問の中で、非常に拙速であるということをご指摘させていただいたわけでございます。今回、試行実施ということでもありますけれども、4月から新制度実施ということであれば、そもそも具体的にどういった審議会を新制度とするか決まっていなければいけない問題だと思います。やはりこの拙速だという考えについては、御答弁いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今回の制度について拙速ではないかという御質問ですけれども、さきに森井市長が代表質問で答弁しておりますが、今回、自治基本条例のブラッシュアップ、自治基本条例の中では市民参加の仕組みの整備、充実を図るという規定でございます。こういった部分を進めていくということとあわせて、市長の公約の中でも市民目線の市政の構築ですとか、市政のオープン化、こういったものを掲げておりますので、それに向かって取り組んでいくことの一つであるというふうに考えてございます。

従来もこの市民公募の形、随時募集をするような形で行っておりますけれども、今回はこれを補完するという形で考えておりますので、試行期間、委員からも今お話がありましたけれども、2年間の試行期間を設けて走りながら、一部やっていく中で整理を含めて検証して、本格実施に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、このような形で皆様にスケジュールをお示しさせていただいたところでございます。

#### ○酒井（隆裕）委員

制度についての資料もいただいているわけですが、そもそも市民周知についても私は十分ではないのではないかと思うわけであります。実施スケジュールでは本制度の周知というのは、2月1日発行の広報おたるに掲載ということが出されているわけであります。しかしながら、その前の段階で既に無作為抽出作業を行い発送準備を行って、案内文の発送は1月で、4月には制度開始ということなのです。これではあまりにも市民周知についても十分ではないと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

2月1日、どうしても広報おたるのスケジュールのタイミングで、2月1日が最短の掲載の時期になってしまいますけれども、事前に今回の無作為抽出で該当された方に御案内する際には、御案内する前に市のホームページですとか、それから市で持っておりますラジオですとか、テレビの広報媒体、それから報道機関の皆様にも御協力をいただいて、いろいろな手段を使って周知を行ってまいりたいと思っておりますので、そのように御理解いただければと思います。

**○酒井（隆裕）委員**

いろいろな手段でやっていくということですが、やはり市民の中でもこういった制度というのは本当にわからない方が多いと思うのです。だからこそ、やはりこの周知というものを十分に行う必要があるということではと考えていただきました。

そこで、その中身についてお伺いしたいのですが、市長はこれまでの答弁の中で審議会についての考え方について従来型のもの、それから新しい制度を用いているもの、それについては混在してやっていくということでは御説明があったと思うのですが、例えば審議会の中では一般公募の方が入ってくる、それから今回の無作為抽出の方が入ってくる、それから地域団体推薦の方が入ってくる、さまざまな形があると思うのですが、そういった形になるということもあり得るということなのではないでしょうか。

**○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹**

今、委員がおっしゃったとおり、通常、条例であれば、一般的に例えば学識経験者ですとか、団体の代表者、さらに市民ですとか、市長が必要と認める者という形での規定がなされております。市民公募の部分として、ずばり市民と出ている部分もございますし、市長が必要と認める者という部分で該当する市民の方もいらっしゃると思いますので、今回は、併用型ということでお話ししておりますけれども、その市民の方に入っていく際には、そういった方々、公募で入っていただいた、登録型で入っていただいた方、それからみずから手を挙げて入っていただいた方、いろいろな方を含めて一緒に議論いただくような形で考えてございます。

**○酒井（隆裕）委員**

その中身についてはわかりました。

ただ、この目的についてですが、広く平等に市政に参加できる状態をつくり上げることが目的だということが示されているわけでありまして。

ただ、一方で、自薦のため意見に偏りが生じている可能性があるという現状についてのことも言われているわけでありまして。現在の制度でも、それぞれ意見に偏りがあるのは当然ではないかというふうに思うのです。それを広く平等にという言葉の中で無作為抽出することによって、本当に機会の平等が得られるのかということが私は疑問に思うわけでありまして。こういった点についてはいかがでしょうか。

**○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹**

意見に偏りが生じるという具体的なケースでいきますと、やはりどうしても強い意見を大きな声で発せられる方に引張られるという傾向もありますので、そういった部分、課題というには少々失礼な言い方だったかもしれませんが、今回のこの公募委員制度では全く無作為の形で市民の方を抽出させていただいて御案内を差し上げるという形で考えておりますので、審議会の本来の目的であります広く平等に市政に参加する場面をつくる、こういった部分では、必要であるというふうに考えて、このような整理をさせていただいたところでございます。

**○酒井（隆裕）委員**

審議会の組織構成ですが、先ほども質問させていただいたとおり、さまざまなものがあるわけですが、それぞれ学識経験者なりなんなりという形で出てくると。ただ、今回のやり方では恐らくその市民のところとか、市長の必要と認めるものというところに今回の公募、無作為の公募委員が登録されていると私は思うのですが、仮にそうした構成が変わることになってしまえば、条例や規則の変更などしなければならないのではないかと思うのですが、そういった考えについてはいかがでしょうか。

**○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹**

今、おっしゃられたとおり、既に条例で市民、市長が認める者ということできちんと明記されておりますので、その規定にのっとった形で市民委員として就任してもらおうというふうに考えてございますので、今の時点では各審議会条例の改正という部分では考えてございません。ものによっては専門性の高いもの、先ほども少しお話があり

ましたけれども、学識経験者のみなどという形でがちりかためられているものもありますので、そういった部分については今回の制度から、仕組みからは除外といいますか、外れていくと考えてございます。

#### ○酒井（隆裕）委員

登録分野についても生涯学習から環境保全までさまざまなことで示されている。それから、それに属さない市政全般ということでも、審議内容についても示されているところでございます。

ここで、将来に向けたまちづくりや事業の評価など市政全体にかかわる分野について審議いたしますということを出されている。ここで、行政評価のための評価委員会についてこれを審議会等の例で出されているわけでありませう。やはり私はこれを聞いて真っ先に思い浮かんだのが、かつて他の自治体などでも事業仕分けという名前で行われた、福祉などを中心とした事業削減の検討がされたということは非常に危惧するところなのです。市民が参加ということで、そうした福祉を中心とした事業削減の道具にすることは、私は決して許されないのではないかと思うのです。こうしたことが市の事業削減の正当化の理由にされてはいけないと思うのですけれども、市長のお考えを伺いたいと思います。

#### ○市長

主幹からも答弁がありましたけれども、今、公募に伴って行っている中でも、実際になかなか市民の皆様が手を挙げる、みずからそれに参加しようという流れまで、いわゆる意欲のある方々の数というのはどうにも少ない状態でございます。せっかく公募をかけてもそれに対しての応募がなかったりとか、あっても本当に少なかったりとか、そのような問題が出てきているかと思えます。やはりこれから行政の中で市民の皆様がより参画しやすい環境を今お話のあった公正な下でどのように取り組むかという事例のうちに、この市民公募制度というものがあるというのは、もう皆さんも御存じかと思えます。その地域によって、その制度により、今まで参画のしたことなかった方々が参加することによって、行政運営を身近に感じていただいたり、また、自分たちのまちをよくしていこうという思いに結びついたり、いい効果のお話がかかなり出てきているかというふうに思っております。私は、やはりそのメリットの大きい制度ではないかという中で、今、現状の公募制度も継続をしていきたいと思っておりますけれども、より多くの市民の皆様が御参画していただくために、この制度を導入させていただいて、市民の皆様がよりかわれる環境を整えることで、私自身が公約を掲げさせていただいている市民の皆様との協働のまちというか、さらにはオープンにしていくとか、そういうところに大きく結びつけていく一つの大きな制度ではないかということが私自身の認識でございます。

#### ○酒井（隆裕）委員

やはり市民が参画するということの意義については、全く否定するものではないのです。ただ、これがさまざまな事業削減の道具に使われるということは、避けなければならない。その辺についてはしっかりと配慮していただきたいと思えます。

#### ◎団体等の運営費補助金について

次に、団体等の運営費補助金についてお伺いたします。

まず、この団体等運営費補助金について、これまでの運営費補助から事業費補助に変更していくという考えが一定程度示されているわけでございますけれども、その基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

#### ○（財政）佐々木主幹

昨日、市長からも答弁させていただいておりますけれども、今回の見直しの考えにつきましては、補助金は市の施策を展開する上で有効な手段の一つという重要な役割を果たしているところでもありますけれども、補助金によっては根拠が不透明であったり、補助期間が長期化し、既得権化、さらには交付団体の自立性を阻害するというような課題があるというところでございます。その課題の克服に向けて運営費補助金を事業費補助へ転換、それから補助対象経費等を明確化、周期の設定、類似補助金などの整理統合、これを基本的な方針として見直しを進めていき

たいというものでございます。

見直しに当たっては、当然のことですけれども、年数の経過や社会情勢の変化に伴いまして、公益性だったり必要性、妥当性、有効性、そういうものが変わっていきますので、そこについて検証し、定期的に見直していく、そういう考え方でございます。

**○酒井（隆裕）委員**

でも、先ほど公益性などということもお示しいただいたのですけれども、そもそもどうやって公益性を判断していくのかということも大きな問題なのです。行っているその団体のその事業について、これは公益性が乏しいですよという形で、いかようにも削減できる材料になるのではないかと思いますので、その判断の基準についてお示ししてください。

**○（財政）佐々木主幹**

いま具体的にこういうのが公益性だというようなことは、お示しできませんけれども、少なくとも現在、補助金を支出している団体でございますので、その部分の団体としての公益性は当然にあると認められて予算計上をされているというふうには考えております。

ただ、公益性のある団体であっても、そのやっている事業が年数の経過によって必要性が薄れてきたり、場合によっては金額の部分で利用される方の人数ですとか、それに見合う金額という部分で果たして妥当性があるかどうかというのは、やはり定期的に検証していかなければならないものと思っておりますので、そのようなところをヒアリング等重ねる中で見極めていきたいというところでございます。

**○酒井（隆裕）委員**

この団体、さまざま見させていただいているところですが、そこでもやはりこうした補助金に頼らなければなかなか運営できないという、そういった団体というのは数多くあると思うわけです。そうした団体がこの見直し方針によって一気に削減されるということになったら、そうした団体の存在自体もなくなってしまうということになりかねないと思うのですけれども、そうした補助金に頼らざるを得ない団体についての把握というのはどのようにしているのでしょうか。

**○（財政）佐々木主幹**

団体の運営状況等につきましては、毎年度補助金の決算の中で各団体から決算書等をいただいておりますので、その中でどのような収支状況になっているかというのは、各課において把握しているところでございます。

**○酒井（隆裕）委員**

今年、選挙の関係もあるのでしょうかけれども、一部の団体への補助金の交付が遅れたということがありました。今回、こうした補助金の運営費補助から事業費補助ということになって、見直しということになってしまったら、やはり森井市長は補助金削減ありきではないかというふうにとられかねないのではないのかと思うのですけれども、そういった心配はないのでしょうか。市長にお伺いしたいと思います。

**○市長**

私自身もこのお役目についてから、さまざまな団体が補助金等を活用して運営されているということも見る機会が増えるようになりました。また、そのような中で、今、原課からもお話がありましたけれども、現在、そのように補助金を出していることに対しての統一的な基準がないという状況、また、今までそれをどのように使用されて、どのように活用されているか、それに対してのチェックも少し薄い状況ではなかったかと思っております。やはり今おっしゃるような小さな団体も含めて、いかにその補助金を活用し、その取組がより広がっていくこと、それは大変重要だと思うのですけれども、本来、補助金を出すということは、それに結びついていくことをしっかり行政として確かめていかなければならないのではないのかと思っております。それを原課と話していく中で、それをしっかりと仕組みとして取り組んでいきたいということで、今回、このような形をとらせていただいているところ

でございますけれども、きちんとした基準をつくって、一部の団体だけが不利益を被るとかそのようなことがないように、また、団体でこれからどのように取り組むのかという目的や姿勢もしっかり見定めながら、今、原課から示させていただいた基準を一つのラインとして制度設計をして形にしていきたいと思います。

#### ○酒井（隆裕）委員

##### ◎副市長選任について

最後に、副市長選任の考え方についてお伺いしたいと思います。

市長は、副市長選任に当たっての考え方について、公約実現に向けて理解していただける方ということをおっしゃっておられました。しかし、副市長は市長を補佐して、市長の命を受けて政策企画を司ると、それから市の各組織が行う事務を監督するというので、所管事務も多岐にわたるわけでございます。こうした職務をしっかりと果たしていただける方が副市長選任に当たっての第一の考え方ではないかなと思うのですが、その点について確認をしたいと思います。

#### ○市長

皆様から副市長のイメージについてということでお話をさせていただく中で、今、酒井隆裕委員からおっしゃっていただいたように、今まで答弁させていただいているところがございますし、私自身の思いとしてはそれに変わりありませんけれども、今、御指摘のようにもちろん市政運営を司る中で、やはり中心的役割を果たすということはおっしゃるとおりですので、そのような視点も含めてしっかり人選をしたいと思います。

#### ○酒井（隆裕）委員

選任に当たって、私ども共産党としては、庁内で選任することを考えてほしいと言いました。しかしながら、全く話し合っていないということを表明されたわけでございます。やはりこれは市長自身が心の中にとめて、誰ともお話ししていないというのが決まらない一番の原因ではないかというふうに思うのです。市長が思った方を一本釣りするような形でやってもいつまでたっても変わらない、決まらないと思うのです。

そこで、庁内ということについては一つの案だということで、出したわけですが、そうではなく、部長などにどういった案があるでしょうかということで、アイデアを出してもらうという形で知恵を出してもらうということも一つの考え方ではないかと思うのですが、そういった話し合いをしていくと、その中から選ぶというわけではなくて、案を出してもらうと、そういうことを考えるつもりはないでしょうか。

#### ○市長

今、お話のあったような取組は、残念ながら今まではしておりません。しかしながら、庁内における意思統一、それは重要なことだと思っておりますので、コンセンサスをとるといえるか、それについては私自身なりに人選をした後にはしっかりと調整はしたいと思います。

#### ○酒井（隆裕）委員

いや、それではなかなか決まらないと思うのです。市長が思う方をこの方だというふうな形でやったとしても、やはりなかなか決まっていけないと思います。いろいろなところから、外部から招聘する考えもあるでしょうし、それから市長自身がそういうふうに行っていく考えもあるでしょうし、内部からという考えもあるし、さまざま案をとりあえず出してもらって、その中から市長が考えて、いや、私はこれでいきますよという形で考えていけばいいのです。そういった形でいけば、考え方も広がるではないですか。今から市長の心の中で誰とも話し合いもせずに考えるということだったら、副市長はずっと決まらないままで進んでしまうと思うのです。ぜひ、市長の中でそうした考え方についてもしっかりと御検討していただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わります。

#### ○小貫委員

##### ◎水泳教室の関係経費について

まず、議案第 1 号の補正予算に計上されています水泳教室の関係経費に関連してお伺いいたします。

まず、この小樽市水泳教室が民間プールに移った経過について改めて説明をしてください。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

水泳教室が現在、民間プールに移っておりますけれども、その経過ということでございますが、小樽駅前のプールが廃止になって高島小学校のプールを代替で利用するようになった後、高島では場所的に交通アクセスが悪いのではないかなというお話なども多々ございました。また、水泳教室の中には小学生を対象にした教室もございますけれども、小学生が駅前ではなくて、高島まで行くというのはあまり好ましくないといえますか、できれば中心部にあったほうがいいのではないかなという御意見もありました。そういったいろいろな御意見がある中で、高島小学校のプールを水泳教室も含めての経費と、水泳教室を委託した場合の経費では財政的にどうなるかなということを勘案し、総合的に判断した中で、民間プールに移ったというようなことでございます。

**○小貫委員**

それで、民間プールに移ったのが平成24年ということになりますけれども、前後しますが、22年度から26年度までの5年間の水泳教室利用者の推移を示していただけますか。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

水泳教室の参加の人数でございますけれども、平成22年度が1万528人、23年度が9,355人、24年度が9,273人、25年度が7,500人、26年度は7,595人でございます。

**○小貫委員**

今、示していただいたように、民間に移ってからの利用者数ですが、1年目は9,000人を超えましたけれども、それ以降は7,500人台に下がってしまったと、こういうのが現状だと思います。

それで、今回、債務負担行為としては885万3,000円をということが掲げられてはいますが、この水泳教室が民間に移ってからの債務負担行為の額の推移について説明していただけますか。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

民間委託になりました平成24年度からの教室に係る債務負担行為の額でございますけれども、24年度が878万4,000円、25年度が883万9,000円、26年度が874万5,000円、27年度が885万円となっております。

**○小貫委員**

それで、先ほど利用者数を述べていただきましたけれども、利用者数は減っているけれども、債務負担行為というか、この経費については減っていないということで、むしろ増えているのですが、どういう根拠でこの経費を算出しているのでしょうか。

**○（教育）生涯スポーツ課長**

大きく分けて二つの要素がございますけれども、教室にかかわる指導者の人件費というのですか、そういう部分が一つの要素、もう一つの要素が教室に参加する人数1人当たりについて市から出している部分という二つの要素から成っております。

**○小貫委員**

それで、この水泳教室以外にも地域福祉課で水中歩行教室というのをやっています。この5年間の利用者の人数について示していただけますか。

**○（福祉）地域福祉課長**

私ども福祉部でもスポーツ普及事業として水中歩行教室をやっておりますけれども、平成22年度が37人です。それから、23年度が39人、24年度が28人、25年度が30人、それから、26年度が30人となっております。

**○小貫委員**

それで、教育委員会のほうは数が減っているけれども、それが水中歩行教室、地域福祉課のほうに移ったかとい

えばそうでもない、そちらも大して増えていないということなのですが、この利用者が減っている理由というのは、教育委員会としてはどのように分析しているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

水泳教室につきましては、大きく水中体操の教室、それから、小学生を対象とした教室、それから初心者を対象とした教室、中上級者を対象とした教室と分かれてございます。この中で、参加人数が減ってきているという中で、小学生、初心者、中上級者につきましては、若干年によつての出入りはあるのですけれども、ほぼ横ばいに近いような状況で来ておりますが、水中体操教室につきましては、平成25年度、26年度と2か年につきましては、その前と比べて大きく減ってございます。それが水泳教室の参加人数が減った主な原因と分析しております。

○小貫委員

人数も示していただきましたのですが、要は水中体操が減っているから全体が減っているのだということですが、この辺はなぜ減っているのか分析されているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほどの答弁、舌足らずのところがあったと思いますけれども、平成24年度の水中体操教室の参加人数が3,167人だったのに対し、25年度は1,576人、26年度は1,501人ということで大幅に減ってございます。その要因と申しますか、原因ですけれども、一言でこれだというのは見当たらないところが正直なところで、いろいろな要因があるとは思っているのですが、先ほどの地域福祉課でやっております水中歩行教室もそうですけれども、介護保険課でも高齢者向けの健康づくりの教室もやっております。私どもの水中体操も高齢者の方が多く参加しておりますが、そういった中で、いろいろな選択肢があるという中で減っているというのも一つの原因なのかなというふうに思っております。

○小貫委員

ただ、減っている理由がいまちはっきりしないのですが、事業については例年どおり、いつものところいつもの額を出しますとそういうことですよ。

それで、この民間に移すときにアンケートをとられていましたが、その結果について説明していただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

当時、水泳教室を移行する前に行ったアンケート調査ですけれども、これは高島小学校温水プールで行っていた水泳教室に参加していた方に対してアンケートをとったものでございます。全体といたしましては、教室の利用者160人の方に対してアンケートをとりまして、アンケートの中身的には教室の開催場所としては高島小学校温水プールがいいのか、市内の中心部を望むのか、場所としてはこだわらない、どちらでもいいのかというような形でのアンケートをとってございますけれども、160人のうち92人の方が高島小学校温水プールを望み、市内中心部を望んだ方が60人、どちらでもいいという方が8人という結果でございました。

ただ、高島小学校温水プールで開催している教室に参加している方を対象としていることもありまして、このアンケートにお答えいただいた方の居住地を見ますと、160人のうち96人が塩谷から長橋、高島、手宮方面の方、64人の方が中央地区から銭函方面の方という中で、高島地区の方が多かったという中では高島での教室を望む方が多いという結果になったのではないかとすることは当時の分析の中にもございます。

（「だったら何でアンケートとるんですか」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

しかし、それを言うのであれば、アンケートをとった意味がないではないですか。高島地域にいる人が多いのはアンケートをとる前からわかっているのだから、それで結果が高島だから無視しますというのは成り立たないと思います。ただ、市内中心部を要望した方については、やはり中心部に市営プールをつくってほしいという要望と一体だったのではないかと私は考えるのですが、これについてはどう考えますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

市内中心部の民間プールへ水泳教室を委託することを検討していますという前置きを書いた中でのアンケートでしたので、プール自体が市の中心部にするかどうかということと必ずしも一致した要望ということではないと思いますけれども、一つには高島小学校のところは交通の便があまりよくないということがありますので、一般的に申しますと、水泳教室も市営プールも中心部のほうが良いという要望になるのかというふうには考えます。

○小貫委員

現在、結局民間プールの使っているところ、利用者が減っているから、やはり中心部に市営プールをとというのは早期に実現していったほうが良いと思うのですが、関連して、新・市民プールの建設、この要望に対して市と議会との関係ですけれども、第6次総合計画基本構想から議会への議決、報告についてはどのようなことがあったのか、説明してください。

○(教育)生涯スポーツ課長

第6次総合計画基本構想でございますけれども、その中では新・市民プールについては具体的な表記はございませんが、スポーツレクリエーションの項でスポーツレクリエーション施設の整備と有効活用に努めますというような表記になってございます。この基本計画の基本構想につきましては、議会で議決をしていただいているところでございます。この基本計画基本構想に基づきまして、実施計画を策定しているわけでございますけれども、2009年度から2013年度という計画期間では、まず前期実施計画の中では、新・市民プール整備事業ということで、先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計ということで記載させていただいております。また、2014年度から2018年度を期間としております総合計画の後期実施計画におきましては、新・市民プール整備事業ということで、市民プール整備に向け、建設場所や建設形態、ランニングコストなど、引き続き検討ということで表記させていただいております。これにつきましても議会で報告させていただいているところでございます。

○小貫委員

過疎計画の今のものの議決が一つ抜けていると思うのですが、それが間にあったと思うのですが、どうですか。

○(教育)生涯スポーツ課長

過疎計画につきましても、前期実施計画と同じような表記で現在のものが基本設計、実施設計について表記しております。それについて議会の議決という形になっているというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、今言われたように、時系列的に見ていきますと、途中でこの基本設計と実施設計というのが外れたわけです。過疎計画を議会で議決しているのに外してしまったと、こういうことですが、ただ、問題なのが今言った後期実施計画の策定後、その後どういう動きがあったかということが、今回、新たに素案として出されている過疎計画では反映されていないと私は考えるのです。後期実施計画確定後に市長選挙を戦った主な2人の候補者が2人ともプール建設を掲げているわけです。だから、しっかりこの判断を過疎計画にも反映すべきではないかと思うのです。それが、後期実施計画、これは議会への報告です、それとそのまま表記を同じくするというのはいかがかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○(総務)企画政策室薄井主幹

御質問にもありました点も踏まえて新・市民プールの建設につきましては、新・市民プール整備事業として搭載しているところでございますけれども、現在、建設場所の検討が最優先課題という状況の中で、その現状を踏まえて、後期実施計画を基に登載してございますので、今後、具体的な段階になりましたら、過疎計画、この計画の変更をして対応してまいりたいと考えているところでございます。

○小貫委員

◎第 3 号ふ頭及び周辺再開発事業関係について

過疎計画つながりで次に行きますけれども、配付された小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）の33ページに第3号ふ頭及び周辺再開発事業が掲載されています。掲載されている事業の中で、新たに港湾計画を改訂しなければ実施できない事業について説明してください。

○（産業港湾）事業課長

小樽市過疎地域自立支援市町村計画（素案）ですけれども、これにおきましては、第3号ふ頭及び周辺再開発事業といたしまして、5項目が記載されてございます。一つ目は国直轄工事費負担金といたしまして第3号ふ頭岸壁改良事業費、二つ目は国際旅客船ターミナル整備事業、三つ目は第3号ふ頭緑地整備事業としてバス駐車場整備、四つ目は第3号ふ頭小型船だまり事業、五つ目は第3号ふ頭基部緑地整備事業となっております。このうち三つ目の第3号ふ頭緑地整備事業と四つ目の第3号ふ頭小型船だまり事業にかかわる施設につきましては、港湾計画改訂での位置づけが必要となっております。このほかにつきましては、現行の港湾計画の中での整備が可能ということになってございます。

○小貫委員

それで、今説明いただきましたけれども、総合計画の後期実施計画では、この第3号ふ頭整備はどのように記載されているのか、説明してください。

○（産業港湾）事業課長

第6次小樽市総合計画後期実施計画における第3号ふ頭の記載につきましては、産業振興の港湾の中でまちづくり連携の項目の中で、大型クルーズ客船の寄港に対応する第3号ふ頭や周辺地域の整備といたしまして、第3号ふ頭及び周辺再開発事業という事業名で記載されているところでございます。

○小貫委員

それで、後期実施計画は先ほど言ったように議会の議決事項ではなく、議会に報告されている内容です。最初に説明があった整備事業についてですが、五つ挙げられているうち二つについては、新たな港湾計画を定めてからでなければ整備できない事業ですということでしたけれども、本来、港湾計画というのは、地方港湾審議会の中で答申を受けて決めるものだと思います。そういう中で、地方港湾審議会の答申を受ける前に第1回定例会で議決を求めるといふことなのですが、地方港湾審議会の答申を受けてから議決するということでは問題があるのでしょうか。その辺はいかがですか。

○（産業港湾）事業課長

今回の過疎計画の素案につきましては、総合計画に記載して、第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、平成26年3月に地方港湾審議会に案として説明をいたしまして、御意見を伺っているところでございます。その後、26年6月に市として取りまとめを行いまして、26年10月に再度地方港湾審議会に御報告しているところでございます。この事業計画におきましては、一定程度御理解いただいているということで考えておりますので、今回の過疎計画の素案に盛り込んだというところでございます。

○小貫委員

先ほどの新・市民プールの問題の話で過疎計画の後退ではないかという話を指摘したら、企画政策室主幹から、具体的な段階になった時点でそれは新たに議決して加えるのだと、こういう説明だったのです。新・市民プールのほうは具体的になってから過疎計画に加えますよという話だったのですが、ところがそうではないと。この第3号ふ頭については別なのだという答弁が今ありました。

問題なのは、この地方港湾審議会に対して本当にそれでいいのかという話なのです。この整備事業がどうかこうかという話ではないのです。地方港湾審議会というのは各分野の専門家構成されています。それで、要は議決す

るということなのです。先ほど言っていた地方港湾審議会で報告はしていますということは言っていました。後期実施計画にもある程度のせていますと。ただしそれは議決事項ではないのです。議決事項を地方港湾審議会で答申を受けていないのに、諮問もしていないのに、先に議会で内容について議決してしまうと。それであれば地方港湾審議会のメンバーは何のためにいるのだと、こういう話になってしまい、地方港湾審議会のメンバーに対して非常に失礼に当たるのではないかと考えてこの質問を行っているわけです。この意見に対して担当としてはどのように対応するつもりでしょうか。

**○（産業港湾）事業課長**

地方港湾審議会のメンバーに失礼ではないかという御指摘でございますが、今回の過疎計画の素案につきましては、総合計画に記載している事業の整合性を図りながら記載しておりますけれども、繰り返しになりますが、地方港湾審議会において、これまで事業内容については御説明、報告をしているところでございますので、我々としては一定の御理解をいただいているものと考えてございます。

また、議決ということですが、基本的にその小樽市地方港湾審議会条例の中で調査審議事項に該当しないということと判断しておりますので、我々としては地方港湾審議会のメンバーに対し失礼に当たらないというふうに考えております。

**○小貫委員**

だから、市で方針を決めることをそのまま、例えば後期実施計画でこの事業が具体的にになっていたとしても、それは私たち議会の議決を必要としていないのです。ところが、今回この過疎計画というのは、議会で議決しなければいけない問題なのです。いかにその地方港湾審議会のメンバーに理解を得られているかということにしても、過疎計画については先ほど企画政策室が答えられているように、議決さえとれば、後でいくらでも追加可能なのです。それなのに、なぜこの段階で初期の段階から地方港湾審議会で答申を受けていないことを決めてしまうのかと。私はせめて、今の事業課長の答弁では、例えば第 1 回定例会の議決の前に地方港湾審議会が開かれる予定ですと。その場において先に議会で議決するということも、議決を促したいということも含めて提案させていただくと、こういうことぐらいは言えなかったのかなと。私たちが先輩議員によく言われるのは、きちんと仁義を切りなさいと。そういうことをよく言われるわけです。誰のことかは皆さんわかると思いますけれども、そういうことからしてみても、やはりきちんと仁義を切るべきではないですかということなのですが、どうですか。

**○（産業港湾）事業課長**

今回、新たな港湾計画に盛り込まなければならない 2 項目につきましても、過疎計画に掲載するという形で地方港湾審議会には説明はしておりません。こういったこともありまして、今後は地方港湾審議会も含めて丁寧に説明していきたいと考えてございます。

**○小貫委員**

**◎バス停留所の除雪について**

次にバス停留所の除雪についてですが、一般質問でこの問題を取り上げました。そうしたら、できる範囲でバス停留所に配慮した除雪に努めてきたと、そういうことも述べられているわけですが、具体的にどのようにやってきたのか、説明してください。

**○（建設）雪対策課長**

バス停留所に配慮した除雪の具体的な内容についてでございますけれども、一般質問での市長答弁にもございましたとおり、バス路線につきましては、大型のグレーダによる除雪を行っている状況でございます。この機械につきましては機械の長さが長いということもございまして、なかなか細かい作業ができない状況でございますけれども、こういった中にありましても、道路条件にもよりますが、バス停留所のあるところではできるだけ路側によって道路を拡幅したような形で除雪を進めていくですとか、また、バス停留所の前後の道路条件にもよりますが

も、ある程度条件が許せばバス停留所の前の置き雪を少し軽減する形での除雪、こういったことについて現場で対応している状況でございます。

**○小貫委員**

それで、その対応は十分だと思っているのでしょうか。それはいかがですか。

**○（建設）雪対策課長**

現状での対応で御説明いたしますと、特に降雪量が多くなってきますと、今、御説明させていただきました配慮した除雪というものなかなかできない状況でございますので、やはり道路の交通渋滞、こういったものを引き起こしている状態にあるということは認識してございます。

**○小貫委員**

それで、今、あまり大雪が降っていなくても、相変わらずバス停留所の前には雪が大分ありますが、市道のバス停留所、この交通渋滞の大きな原因となりそうなバス停留所について、やはり全てのバス停留所を完璧にやるというのは私も難しいと思うのですけれども、交通渋滞の原因となりそうなバス停留所というのはどのようなバス停留所を想定しているのか、お答えください。

**○（建設）雪対策課長**

交通渋滞の原因になりそうなバス停についてでございますけれども、基本的な捉え方といたしましては、まず道路幅員が狭い、それから交通量が多い、また、迂回路が少ない、こういった道路、路線において冬期間雪が降ってきますと、大きな交通渋滞を引き起こす事態になっているのではないかとこのように認識してございます。

**○小貫委員**

あと、今後は除雪路線調査を参考にして工夫していくのだということですが、そうすると今年度は調査を行うということです。そうしたら、今年度は具体的に改善に取り組まないというふうに聞き取れてしまうのですが、そうではないと思うので、やはり幾つか主要なバス停留所については費用の検討など含めて実施してはどうかと思うのですけれども、これについていかがですか。

**○（建設）雪対策課長**

このバス停留所にかかわる取組として今年度からというお尋ねでございますけれども、まず基本的にはこの取組といいましょうか、改善というところでいきますと、やはり全市的な状況というのを押さえていきたいと考えておりまして、今年度から行います除雪路線調査の結果を踏まえてというふうに考えてございます。

ただ、今年度からこの除雪路線調査は進めますけれども、そのほかにも今冬のバスの運行状況といったものも改めて確認したいと思っておりますし、また、今御指摘のありました改善方法について何か所か条件の違うバス停留所で仮にそれを除去する、対応する、改善を図るとした場合に、どのぐらい費用がかかるかとか、こういった部分についてもこの除雪路線調査と並行して進めていきたいと考えてございます。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 14 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎貸出ダンプ制度について

初めに、先ほど自民党の中村吉宏委員が質問されている中で、確認させていただきたいことが一、二点ありまして、伺います。まず、今回の貸出ダンプの制度については、私は、素案を一度取り下げて白紙の考えで新しくこれから議論されると思っていたのですが、先ほどは現在の貸出ダンプ制度ではなく、業者に提案された新しい制度については、白紙ではなくて生きているという考え方だったのですけれども、そういう考え方でいいのでしょうか。

○建設部片山副参事

取り下げたということでございますけれども、白紙撤回ということではなくて、今、提案させていただいた素案も含めて今後よりよい制度設計を行っていきたいということでございます。

○秋元委員

白紙撤回ではないということだったのですが、今回取り下げた理由というのは、主にどういうことなのですか。

○建設部片山副参事

市内のダンプ組合が4団体ございますけれども、その4団体に今回の素案、たたき台を提示させていただいて、御意見を伺ったところでございます。この案についてはその4団体の協力、連携が必要でございますが、その意見の中で、今年度については連携、協力が得られないということで、今年度は従来どおりの配車方法を行うということでございます。

○秋元委員

どこが協力できないという話なのですか。

○建設部片山副参事

配車する場合に複数のダンプ組合の団体から一つの現場に配車することもあり得るわけですが、その場合にその現場の管理ですとか、配車の手配ですとか、その辺がダンプ組合間同士の連絡協力が煩雑となるといいますか、そういうことでのお話は何っております。

○秋元委員

何か私が業者の方というか、組合に所属している方から聞いているのと少し違って、やはりその組合の方々はトラック1台1台に付番をして、先ほど来、中村吉宏委員の質問に公平にというお話をされていましたが、やはりそこが公平にというふうには捉えていないと思うのですけれども、市はそういうふうには感じていないのですか。

○建設部片山副参事

提示した案は150台の登録があるのですけれども、順番に付番をして、現場に1から順番に配車する方法ということで提示させていただいております。ただ、意見を聞いている中では委員がおっしゃるような話もありますので、今後は、皆さんの御意見を伺いながら、よりよい制度設計に向けて動いていきたいと考えております。

○秋元委員

私を知る限りでは、一部というよりは多くの業者の中でそういう話がされていると私は認識しているのですけれども、それで今回自民党が要求した資料を見て、過去5年間の車両の借上げ費用の実績を見せていただいておりますが、そもそも今までの制度の一番大きな問題というのは何だったのですか。

○建設部片山副参事

一番大きな問題といえますのは、積み込み業者の所属するダンプ組合のダンプを配車するというのが従来の方式でございますけれども、積み込み業者と配車のダンプの組合、会社が一緒になることによってルール違反といえますか、そういう状況が発生していると。具体的にルール違反というのは、ダンプに積み込む雪の量が少ない。それによって雪処理場、雪捨場との往復の回数を増やすことによって、適切な利用になっていないということもございまして、

例えば申請外の場所を排雪しているですとか、そういうルール違反が見受けられました。それは積込み業者と配車されるダンプの会社が一緒ということでチェック機能が働いていないのではないかというふうには考えてございますので、ここを改善したいということで、たたき台ではございますけれども、150台登録あるダンプを1から連番に付して配車することによって、この辺の問題は解決されるのではないかというふうには考えて、このたたき台を作成したところではございますけれども、この案についても、いろいろな御意見をいただいております、問題点も多いということで認識しておりますので、来年度以降、皆さんの御意見も伺いながら、よりよい制度設計を進めていきたいというように考えております。

#### ○秋元委員

問題が多いと言われたのですけれども、どういう問題があるのか、お聞かせください。

#### ○建設部片山副参事

まず、先ほども答弁させていただきましたけれども、ルール違反のチェック機能が働いていないという部分が大きな問題点だと思っています。その中で、新しい制度については1から付したダンプを配車するのですけれども、どうしても組合が複数存在する配車になる現場が出てきます。そういう現場のときに、組合間の配車連携と申しますか、その部分が煩雑になる、連携がうまくとれない、そういうことが大きな問題だと認識しております。

#### ○秋元委員

たぶん今までの議会の中でもそうですけれども、個別に話をさせていただいて指摘をさせていただいた部分と少々認識が違うと思うのですが、先ほど来、中村吉宏委員がおっしゃっているように、やはり市が関与して実績額を操作するというのは、非常に問題があると思うのです。先ほど来、公平に公平にと言われてはいますけれども、やはりどう考えても市民に対して公平というよりは、業者に対して公平にするというふうに聞こえるのです。裏を返せば、私たちから見れば、しっかり営業努力をして実績額も積み上げている業者が、ダンプの台数も違う、また、積込み機械の数も違う、営業努力も違う中で、実績額が違うのは極めて当たり前でありまして、もし先ほど言われたように問題点、ルール違反があるのであれば、それはしっかりと是正していかなければなりませんけれども、そのために市が関与して実績額、要するに収益を操作するというのは、極めて問題があると思います。今までもそのようにお話ししてきました。先ほども中村吉宏委員もそういう話をしていましたけれども、そこが問題だとは思わないのでしょうか。

#### ○建設部長

1点、これまでの実績におきましては、先ほど来御指摘がございますとおり、積込み業者とそれに所属するダンプトラックの配車ということで成り立ってきております。それは、効率性というのは、いろいろ先ほど議論がかみ合わなかったようではございますけれども、現場の効率性、要するに配車するに当たって、日にちが変わることもありますので、そういった中でも同じ組合であれば市民の皆さんが困らないように一つの制度でいくということではございますけれども、ただ、今その中で、いわゆる私どもが介入するといったことにつきましては、今、介入という定義は、いろいろお考えがあるかもしれませんが、私どもとしては、積込み業者と実施業者の中に介入しているわけではございません。契約しているのはトラック業者と私どもでございます。その中の運用において変更を考えているということではございます。

それともう一つ、営業努力も先ほど来申し上げておりますとおり、積込み業者の中でしていただく分には構わないのですが、それと先ほど申し上げたとおり、一緒に組合からダンプが配車されるということで、そこに支払われる金額も見込んでゼロ円排雪というようなことが過去にあったといったこともありますので、私どもは市民の中には介入する気はございません。ただ、私どもが運営している制度については改正を図るということも一つの案として今提示しているということではございますので、御理解いただきたいと思います。

### ○秋元委員

よく理解できないですけれども、だから私一人ではなく、ほかの委員からも指摘されるのです。業者からもそういう不満の声も出ているのです。それをなぜ市がわかってくれないのかというのが、非常に疑問なのです。先ほどからあるように一つの組合だけ急激に借上実績額が増えるわけです。その組合というのは、まずは一つに、ほかの組合から見てダンプの数が少ないです。また、積込み機械の数もたぶん違うと思います。また、構成員の数も違うはず。一番少ないはず。その組合がどうして著しく実績額が増えるということになるのか、それが不思議でならないと言っているのです。ましてや、その代表理事は市長の森井ひであき後援会の幹事長だった方です。だから、おかしいと言っているのです。ましてやその制度を変えるべきだと言っている人が、市長の森井ひであき後援会の幹事長代行だった現在の堤参与です。これは全くおかしな話ではないですか。制度を変えと言っている人が森井ひであき後援会の幹部、また、その利益が著しく増える組合の代表理事も市長の後援会の幹部です。これはどう考えたって納得できないということを言っているのです。きちんとわかるように説明してください。

### ○建設部長

私どもは、先ほどから増えるシミュレーションしたという結果でお示ししてございますけれども、ダンプについては、増えるということは、結局登録台数が多いということでございます。それにつきましては、私どもその一つの登録台数、ダンプの登録台数が違う、多い。今おっしゃっている組合が多いということの結果でございます。ただ、私どもに、参与から御指示がありましたのは、何々組合がうんぬんということではなくて、私どもは公正な配車、それから効率的な配車ということで制度設計を考えようということで御指示があった中で、私どもは納得いただけるだろうと思ったこと、それから配車にあっても、きちんと日にちが変わっても、施工団体が変わっても一定程度間違いなく配車できるだろうということで制度設計をしたという、その結果ということでございます。

### ○秋元委員

やはり全然理解できないのですけれども、この実績額の一番多いところというのは、積込み機械もダンプも、また、構成員数も一番多いですね。これはどうですか。

### ○（建設）庶務課長

昨年度の状況で申し上げますと、道央環境土木運送協同組合が62台と一番多くなってございます。

（「積込み機械と構成員はどうですか」と呼ぶ者あり）

### ○（建設）庶務課長

平成26年度の状況でございますが、小樽運送事業協同組合は構成員が20社でございます。それと、道央環境土木運送事業協同組合につきましては21社でございます。道都総合事業協同組合につきましては16社、小樽トラック協同組合につきましては6社となっております。

（「積込み機械はどうですか」と呼ぶ者あり）

積込み機械の状況につきましては、現在、その状況を確認できる資料を持ってございません。

### ○秋元委員

だから、先ほど来言っているように、やはり営業努力をして、各町会、団体と契約しているところというのは、それだけ構成員が多かったり、積込み機械が多かったからという状況もあるのです。確かに、先ほどから皆さん言われているように、もしかしたらルール違反なんかもあったのでしょう。それは変えていかなければならないですけれども、それをなぜ著しく実績額が変わるような手のつけ方をするのかというのがわからないということ先ほど来言いました。また、各組合の方からもそういう話を受けているというのですから、やはり1回白紙に戻してきちんと議論すべきだと思いますよ、これは。いかがですか。

### ○建設部片山副参事

配車の案については、今、提示したたたき台、素案がそのまま採用されるとは思っておりません。ほかにもいい

案なりがあると思いますので、それについては皆さんの意見を聞きながら、よりよい制度設計を行いたい。ひとつ、いろいろな可能性があると思いますので、それは皆さんと意見を聞きながら、今後進めてまいりたいということで考えてございます。

(「じゃあ白紙でいいんですね」と呼ぶ者あり)

#### ○秋元委員

皆さんの意見を聞きながらと言うのですけれども、全然聞いていないではないですか。だから、何回もしつこく言うのです。議会が1回白紙に戻してはどうですかと、組合もこれでは受けられませんということで、今回断ったのですよね。では、あとは誰の意見を聞くというのですか。組合も反対している、また、議員からもこの制度は問題があるのではないかと指摘されているのですから、その声を聞いたら1回白紙に戻せばいいではないですか。どうですか。

#### ○建設部片山副参事

先ほど来話してございますけれども、素案でございます。これはたたき台でございますので、それをベースに、ベースでなくてもいいのですけれども……

(発言する者あり)

なくてもいいのですけれども、我々の趣旨としては、よりよい制度設計をしたいということでございますので、今たたき台として提案している内容にこだわらず、今後も検討を進めてまいりたいと思っております。検討を進めるに当たっては、皆さんの御意見を聞きながら合意の得られるような、そういう案を提示させていただいて、来年度以降に生かしてまいりたいと考えてございます。

(「苦しい、苦しい」と呼ぶ者あり)

#### ○秋元委員

白紙にするなり、ゼロベースで考えるということと言えないのですかね。どうしてそういうことが言えないのか。言っていることはほぼ同じです。もう一回、ゼロから考え直すというようなことを言っているのですけれども、そうであれば白紙からもう一回議論し直しますと言えいいのではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

どうして、それが言えないのですか。

(「市長判断」と呼ぶ者あり)

(「おかしいだろ」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと答弁してください」と呼ぶ者あり)

#### ○建設部片山副参事

白紙撤回ということではなくて、白紙から見直すということでの話で、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

(発言する者あり)

(「市長どうですか、今の議論聞いて。市長、答えてください」と呼ぶ者あり)

(「委員長だ、委員長」と呼ぶ者あり)

(「委員長、市長にちょっと意見を求めてください」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

市長、いかがですか。

#### ○市長

先ほど中村吉宏委員のときも答弁いたしましたけれども、貸出ダンプ制度そのものは、市民の皆様にとっても大変有効な制度として活用されていると思っております。しかしながら、長きにわたってこの制度が続いてきたこと

によって、今、お話しされたような課題等を抱えているというのはお示しさせていただいたとおりです。やはりそれに対しての改善を一つ一つ図ることによってよりよい制度にしていくというのは、行政として大変重要なことだ思っておりますので、今の御意見を鑑みながら、しっかりその制度設計に向けて取り組んでまいりたいと思います。

(「だから、白紙からなんですかって聞いているじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「このパターンはだめだ」と呼ぶ者あり)

(「白紙からでいいんですかっていうことで聞いてください」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

中村吉宏委員。

**○中村(吉宏)委員**

ただいまの秋元委員の御質問は、今、議題になっておりますたたき台という話の制度自体をもう一度白紙に戻して、そこからゼロベースで考えていくのか、それともそのたたき台を基に考えるのか、その点を市長に伺いたいという点でございまして、確かに制度の見直しの必要性ですとか、そういった話もあるかもしれませんが、今の議論としては、その二つのどちらかということだと思うので、市長の御見解を委員長からもう一度伺っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員長**

先ほど副参事から白紙から見直すというような答弁がありました。今の秋元委員の質問、また、中村吉宏委員から議事進行の発言がありまして、たたき台となっているものをゼロベースで見直す。たたき台となっているものを基本にするのか、それをなしにして白紙にするのかということに関して市長の見解をということなのですが、先ほどの答弁ではそれは明確におっしゃっていなかったように思うのですが。

**○市長**

先ほど、市長はどうですかと言っただけだったと思ったのですけれども、質問。違いますか。市長はどうですかという一言だったので、それについてお話をさせていただいたのですけれども、今の議事進行とはまた別ですか。

**○委員長**

今の議事進行は、そういう秋元委員の質問は前段そういう趣旨だったので。

**○市長**

それは副参事に聞かれましたけれども、それとあとに市長どうですかとお聞きになられたので。

**○委員長**

それと同じ、副参事と同じことについて市長はどういう見解ですかという。

**○市長**

そのように質問されたのですか、先ほど。そのようにおっしゃられてたら、その答弁をしましたけれども、一言市長どうですかと言われましたので、今の議論を聞いての答弁をさせていただいたということです。ですからその後の中村吉宏委員の御説明は、また新たな御説明だなんて思って聞いておりましたけれども。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

中村吉宏委員。

**○中村(吉宏)委員**

先ほど秋元委員の御質問は、一度たたき台のものを白紙に戻した上で、また考え直すべきだと思うがどうかという質問でした。それに対して副参事がお答えいただきましたけれども、その同様の趣旨のものをもう一度市長にお答えいただきたいという意味で市長はどうですかという投げかけをさせていただいたというのが趣旨ですので、そ

れについて市長の御見解を承りたいということでございますが。

**○委員長**

整理します。秋元委員は委員長に許可を得て、改めて別の質問を市長にしたわけではないのですが、その前段の副参事が答弁した事と同じ趣旨の内容について市長にも求めたいという趣旨だと思いましたので。

**○市長**

それは中村吉宏委員の今の御発言ですよ。

(「その前の秋元さんの質問がそういうことでしたよという」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

秋元委員が……

**○市長**

秋元委員がそのように判断されたということですが、私自身は……

**○委員長**

秋元委員が同じことを聞いているということですので。

**○市長**

先ほどの御質問は、市長どうですかという一言だけであったかと思いましたが、その答弁に関してはさせていただいたと思いましたが。

**○委員長**

それでは、秋元委員、再度きちんと質問してください。

**○秋元委員**

先ほど白紙撤回も含めて私はゼロベースで考え直してくださいということを話したのです。ところが、副参事はゼロベースという、白紙というようなニュアンスも含めながら、ただはっきり話されないから、市長に白紙からゼロベースで見直すのか、そういうことを市長に答弁してくださいと言っているのですよ。

(「そのように聞いていただければ」と呼ぶ者あり)

だから、そう聞いたのですよ。

**○市長**

私自身は、今、原部とも今までそのようなやりとりさせていただきましても、原部が今そのような考え方で取り組みたいという話なので、それを尊重しながら進めたいと思います。

(「白紙からということでもいいですね」と呼ぶ者あり)

**○秋元委員**

これを判断するのは市長なのです。だから、最後に、市長に聞くのですけれども、原課、原部がいいから私はそれでいいということではなくて、それを踏まえて、また、この議会の議論を踏まえて最高責任者の市長は白紙から見直す考えはあるのかということを知りたいのです。

**○市長**

おっしゃるとおりで見直す考えはあります。

(「白紙からということでもいいですね」と呼ぶ者あり)

はい。

(「そう聞いてるんだからそう答えればいけないですか」と呼ぶ者あり)

原部、原課としっかりと打ち合わせて再考させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○秋元委員**

白紙から考え直すということで理解いたしました。

## ◎公明党からの質問書について

次の質問に行きます。

今回の私の代表質問の中で公明党小樽市議会議員団といたしまして、11月24日の第4回定例会の議案説明の際に市長に対して議案説明に入る前にいろいろとこれまでの間の不明瞭な点、不可解な点を質問させていただきました。そのときに市長からはかみ合った答弁がなく、また、核心に迫る質問につきましては、押し黙ってしまって時間が経過していくということで、振り返ってみると1時間半ほどその時間があつたと思います。その中であまりにもかみ合わないの、私は質問書という形で市長に提出しますから、文書で答えてくださいということと言ったのですが、11月30日の午後、斉藤団長から秘書課長を通して市長に質問書を手渡したい旨の話をさせていただきましたところ、市長は受け取らないということだったので。その中で、今回いろいろと受け取った、受け取っていないといった誤解が生まれたものですから、本会議が5時間以上にわたって空転するという事になったのです。そのことを踏まえて、再開するに当たって、市長が本会議場で読んだA4、1枚の文書があるのですけれども、なぜこのA4、1枚の文書をつくるのに5時間以上もかかってしまったのか、まず説明していただけますか。

### ○（総務）秘書課長

秋元委員からの時間がかかりすぎたということの御質問であろうかと思えます。

まず1点、時間的な経過のことの御説明をいたしますと、11月30日に公明党から……

（「そうじゃなくて、5時間もこの文書をつくるのにかけたのは何でなのか」と呼ぶ者あり）

まず1点、事実経過の部分をおと総務部で整理いたしまして、その部分で私から総務部内において説明し、それで整理をさせていただいたという形で時間がかかってしまったという形でございます。

### ○秋元委員

それで、今回、5時間以上調整していただきまして、市長が文書を読み上げたのですけれども、まず、この文書、皆さんの手元にならわからない部分があるかと思うのですが、市長の本会議場での本答弁の中には受け取っているというようなニュアンスの話はございませんでした。かみ合った対話を拒んでいるわけではないということだったので、まずは事実経過から踏まえて伺います。まず、市長が本会議場で「11月30日とは違い」というお話をされていましたが、まず11月30日とは何が違ったのか、伺います。

### ○（総務）秘書課長

「11月30日とは違い」という部分でございます。まず、11月30日に要請がございまして、その中で市長と協議をさせていただいた中で、受取をしないということで御返事をさせていただきました。翌12月1日に文書を私のほうでお預かりをして、市長にお渡ししたと。時間的な経過を申し上げますと、このような経緯になってございます。

（「だから、11月30日と違いというのは何が違ったのかと。さっき質問しましたから」と呼ぶ者あり）

「11月30日とは違い」という部分でございますね。11月30日は文書を受け取らなかった。12月1日は文書を受け取ったと。私がお預かりし、市長にお渡ししたということの違いということでございます。

### ○秋元委員

まず、私たちが非常に感じるの、この文章は少々事実と違うのです、秘書課長。11月30日に受け取らないということで、実は翌日の12月1日に、議員団として会議を開きました。市長に質問書を手渡すために前日にお話をしたけれども、断られたと、受け取らないと言っている。では、どうするかということで会議を開いて、では、抗議文も添えて渡そうということになったのです。ところが、この文章だと、11月30日は書面を戻したから受け取っていないのだと、要するにこういうことですね。ただ、12月1日は書面を戻さなかったから私たち公明党が受け取っていると思っていたということなのです。だから、要するに本答弁と再質問の答弁が変わってきているということをおは指摘したのですけれども、この文面を読むと、まず「11月30日とは違い」という言葉自体が文章として少

しおかしいですね。「書面を戻さなかったことから」というのは、11月30日は書面を渡していないですから。これは何か渡したようなことを前提として書かれていますけれども、渡していないですね。どうしてこういう表現になるのですか。

○(総務)秘書課長

文章の部分で正確さを欠いていたということの認識はございます。その中で、繰り返しになってしまいますけれども、11月30日文書を受け取らず、12月1日に文書をお預かりしたという意味において「11月30日とは違い」という形の表現をさせていただきました。

○秋元委員

たぶんこれはわかっている人しかわからないことなのでここで押し問答をしても仕方ないとは思いますが、事実と全く違うことをこの中で書いて、それを根拠に受け取らなかった理由のようにしているのです。それを市長もよしとして本会議場で市長自身が読み上げているということが、私は問題だと思うのです。これは事実と違うじゃないですか。秘書課長、これは事実と違うことを書いているわけですよ。それを理由に受け取った、受け取らないという理由にしているのです。これは大変な問題だと思うのですが、どうですか。

○(総務)秘書課長

御指摘の部分、正確さを欠いていたという部分に関しては、正確さを欠いた表現であったという認識はございます。今後において、こういう誤解のないような形にしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

これは、そのような簡単な話ではないのですよ。市長が本会議場で読み上げて会派の代表質問の答弁として話していることなのです。事実と少し違いました、間違いました、済みませんでは済まないのです。それでこの間違った文書をつくるのに、5時間もかかっているわけです。議員や理事者の方も待たせて、そういう対応がどうなのかと思っているのですけれども、なぜ5時間もかかってこういう間違った文書しかつくりられないのですか。そんな難しいことではないではないですか。きちんと答えてください。

○(総務)秘書課長

時間がかかったという部分の認識はございます。その中で、事実の経過の部分の整理の部分も含めまして、時間がかかったという形でございます。

(「そういうことじゃないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○委員長

質問の趣旨に答えていないと思いますが。

○総務部長

文書作成に5時間も費やしたということでございますけれども、本会議で休憩をいただいてから、秘書課長に事実関係はどうかということ、事実関係を書いてもらいまして、それをベースに私どもで文書を整えまして、議会に出せるような形が一応こうかなということで案をつくりました。それを市長とも協議をして直すところは直し、削るところは削り、加えるところは加え、そういった推こうをいたしまして、時間はそこで費やしたわけですが、さらにこれをまた議会にお持ちしまして、そういうことでよろしいかどうかということでお話をさせていただいて、また、それについてやはりこれはこのようにあるべきだといったようなアドバイスもいただいて、それをまた持ち帰り、また総務部で手直しをしながら協議したりなど、そういったことを繰り返しているうちに、5時間にもなってしまったということでございます。時間を費やしたことについては申しわけないと思っております。

○委員長

いや、今の質問の趣旨は時間を費やしたことの経過を説明してくれということではなくて、本会議場で市長が事

実と違うことを市長の答弁として読み上げたことはどうなるのだというところを聞いていると思うのですが、そういう質問だったと思います。

(「事実と異なるというのは認識していると思ったのに、一致しているんですね、そこは」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「認識してると答弁するしかないでしょ」と呼ぶ者あり)

秘書課長、どうですか。先ほどその事実と、そういう違う認識はあると言っていましたよね。

(「そういう発言をしたんだからね」と呼ぶ者あり)

○(総務) 秘書課長

11月30日、認識があるということのお話ですが、11月30日に受け取らず、12月1日に受け取って渡したという形での認識があったということでございます。

(発言する者あり)

(「話が通じないんだよね」と呼ぶ者あり)

(「ちょっと冷静に、冷静になったほうがいいと思いますよ」と呼ぶ者あり)

(「認識が違うという、事実と違うという」と呼ぶ者あり)

○委員長

それは事実と違うということですか。そうですね。

それは認められるということなのですね。

(「違うのなら、誤解を与えるような答弁だったという認識でしょうね」と呼ぶ者あり)

先ほどの秋元委員の11月30日とは違い書面を戻さなかったことからというところは、事実と違っているという認識では一致しているのですね。

○(総務) 秘書課長

11月30日は受け取らなかった。12月1日は受け取った。そういう意味で「11月30日とは違い」という形の表現をさせていただきました。

○委員長

その後段のところ、戻さなかったというところとの関係で言っていると思うのですけれども。

(「渡していないのだから戻せないでしょうということですよ」と呼ぶ者あり)

説明しますと、単に12月1日と11月30日に違うことをしましたという、そういう違いではなくて、その後「書面を戻さなかったことから」と書いていますよね。11月30日と違い書面を戻さなかったということは、何か11月30日の分は書面を戻したというふうに読み取れませんか。何かそういうニュアンスで書いていませんか。ということを行っていると思うのですが。別に11月30日も書面を手渡して渡してはいないわけですから、戻すも戻さないもないと思うのですけれども、その点です。

○(総務) 秘書課長

11月30日は書面を受け取っておりませんので、書面を戻さなかったということの表現に関しては、適切ではなかったというふうに認識してございます。

○委員長

だから、どうだということなのですか。

(「どうなってんだ、どうなってんのこれ」と呼ぶ者あり)

本会議上の事実と違う答弁、市長が答弁したことになるという部分についての処理をどう判断しますかということです。総務部長ですか。

### ○総務部長

今、まだやりとりが完了していないような気もいたしますけれども、最終的にこの書面を戻さなかったということ自体が事実でなかったということであれば、これを何らかの形で正さなければならないであろうというふうに思います。その場面は本会議での答弁のことですから、また、本会議でもって何らかの処理をしなければならないのかなというふうに今少し考えているところでございます。

### ○秋元委員

進みますけれども、言葉もそうですが、なぜ5時間もかかってこの事実と違うことが出てきて、市長がそれを本会議場で読まなければならないのかということをお願いしたいのですよ。問題ではないのかということを行っているのです。行政ですから、書面主義ですよ。書類主義ですよ。こういうものは残っていきますよ。議事録になり、また、インターネットを見ている人たちにもこういう状況というのは伝わっていきますよ。でも、市長がこの事実に基づかないことを理由に、受け取らないことの理由づけの一部としているのですよね。だから、それがおかしいのではないかと、間違っているでしょうということを行っているのですよ。こういうことはほかにも派生していきますよ。今までの議論を見ていると、何か言葉を、ある意味、市長がやっていることを正当化させるために、後づけでいろいろな言葉なり法律なりを提示してくる。ところが指摘をされると、間違いでした、訂正しますとなる。これは異常なことなのです。それがこんな、たったこんな簡単な文章の中に表れているのが問題だと思うのです。市長もそのことをわからないで読んでしまうということが私は問題だと思うのですよ。

(「責任問題」と呼ぶ者あり)

大変なことですよ。こんなたった、文字がね、いや事実ではなかった、間違っていました、そのような簡単なことではないのですよ。だから、5時間も休憩に入ってしまったのではないのですか、ここ。そんなことを確認するだけに1時間もかからないではないですか。何かつじつまを合わせるために文書をつくるからこういうことになるのですよ。どうですか。

### ○総務部長

決してつじつま合わせのためにということではございませんで、何とかきちんとした答弁をしようということで、それは口でさらさらと言ってしまっただけではしっかりとした答弁にならないということで、文書をお出しして、確実にお互いに確認をさせていただいて、その上で議会を進めていただくという意図でもって文書にさせていただいた。その文書のつくりが非常に遅かったとか、そういうことに関しては大変申しわけないと思っておりますけれども、意図としてはそのようなことでの文書作成ということではございません。

### ○秋元委員

なぜ指摘されるまで気がつかないのですかね。私は議会運営委員会の中で本会議再開するときに、これは市長、秘書課長もきちんと目を通して、その上で市長が読むのですねと、私は総務部長に確認しましたよね。それで読むということでしたよね。だから、議会運営委員会の委員の皆さんも承諾して本会議再開になったのです。でも、これが間違っていた、事実ではなかったと言ったら、これはとんでもないことではないですか。どうなのですか。

(「責任問題だよ」と呼ぶ者あり)

議員に対していろいろと対応に問題があるということは、私だけではなくて議会としても理事者を通じていろいろと行ってきました。昨日は、本会議場の本質問の答弁漏れですか。昨日、安齋議員が言っていましたけれども、私の代表質問の中にも答弁漏れがありますよ。こういうことも、要するに市長は行政能力は低下していないと言いますが、そういう部分が私は非常に低下しているのではないかと思います。今回の最初のこの11月30日の質問も、勝手に自分の都合のいいように捉えて、ピンポイントで11月30日の話というふうに答弁されていますけれども、質問の中身を見たら全然違いますよ。何か勝手にいいように、自分たちのいいように答弁しているのですよ。だから、この文書どうしますか。もう本会議場で読んでしまっている事実に基づかない文書、どういうふうに整理

しますか。

**○総務部長**

仮にこの文章、何らかの形で正すとすれば、先ほど申しましたように本会議場でということになるかと思えます。それで、この場でもって今すぐどうのこうのするというよりは、本会議までの間にまた議会と相談をさせていただきながら、措置を考えたいというふうに思っています。

**○秋元委員**

もちろんこの場でつくっていただくのは無理だと思いますけれども、措置というのはどういうことを考えているのですか。訂正とか削除なのか、そういう簡単なことではないのですよ。間違いがわからず、事実ではないことを 5 時間もかけてつくったのに、実は間違いだった、事実ではなかったということですから、それは訂正とか削除では済まないということを言いたいのです。

**○総務部長**

その措置の仕方につきましても、一方的にこちらからこういうふうにしたいという希望を述べるのではなくて、議会とも十分相談させていただきたいと思っています。

**○秋元委員**

**◎除雪懇談会での参与について**

次に、参与について伺いたいと思います。今回、先ほど指摘させていただいているように、非常に議会に対する対応に問題があったと思っています。実は除雪懇談会での参与の発言が、公明党の高橋克幸議員の指摘によって、地方自治法第152条第2項、第3項に違反しているのではないか、また、小樽市長職務代理規則に違反していないかというような話もさせていただきました。その中で本会議場でも言ったとおり、秘書課長が私のところに来まして、地方自治法第152条ではなくて第153条なのですというお話をしていたのです。それで、私は非常に困惑いたしました。第153条の話なんて私は質問していないのですけれども、あえて秘書課長が第153条の説明を私にしなければならなかったのはなぜなのでしょう。

**○（総務）秘書課長**

地方自治法第153条の説明をさせていただいた部分は、代理という部分の地方自治法の説明をさせていただきたいという部分でございます。地方自治法第152条、それから地方自治法第153条に代理の規定がございますので、この関係に関して説明をさせていただきたいというふうに考えた次第でございます。

**○秋元委員**

そうではなくて、秘書課長、私のところに来たときには、第152条は法定代理のことを話していますと。法的な効果が発生していないので問題ありませんと。実はその第153条なのですという話をしていたのです。だから、私は戸惑ったのです。これをなぜあえて次の日に、いや第153条ではないというふうに説明しに来たのか、それはなぜですか。

**○（総務）秘書課長**

そういう意味で、誤解を招いた部分は申しわけなく思っています。代理の部分で第152条が法定代理である、それから第153条が任意代理であるということを踏まえて、今回の参与の代理発言の部分の御説明の部分は、いわゆる法的な効果が発生しないのでその両方、両規定に該当しないということの意を伝えたくもりました。ただ、誤解を招いた部分に関しては申しわけなく思っています。

**○秋元委員**

そうではなくて、なぜ誤解を招いたと思ったのですか。今の話を聞けばなるほどだと思います。でも、そういう説明ではなかったですね。私はあの夜、秘書課長からその話を伺って、この地方自治法第153条につきまして、議会事務局、また、私もこの地方自治法の中身を精査しながら調べました。なぜ誤解を招いたと思ったのですか。今の

説明のような話であれば、全く誤解しないのですけれども、その辺なぜなのですか。

○(総務)秘書課長

繰り返しになりますけれども、誤解を招いたという部分に関しては、私の説明不足だったというふうに思っています。代理という部分がいわゆる法的な効果に関する規定でございますので、いわゆる説明という部分に関しては法的な効果が発生しないということで説明をさせていただいたというふうに思っています。

○秋元委員

誤解を与えたと思ったから次の日説明しに来たわけですよ。そうですね。実は、私に説明したときには法定代理ではなく、任意代理に該当するのだというお話だったのです。だから、議会事務局を通じて地方自治法を調べ、私も地方自治法の本を引っ張り出しているいろと勉強したのです。誤解しているのであれば、そんなことは、最初からきちんと説明してもらえれば、そんなことにならないのですけれども、私に説明したときには法定代理と任意代理の違いを説明して、だから第153条なのですという説明だったのです。ところが、次の日慌てて訂正しに来たのは、この第153条というのは、要するに市長の権限に属する事務の一部を、要するに補助機関である職員に委任することなのです。だから、要するに参与に権限を与えるという法律なのです。だから、慌てて訂正しに来たのではないですか。どうですか。

○(総務)秘書課長

除雪懇談会での参与の発言という部分、繰り返しになりますけれども、法的な権限をいわゆる説明という部分に関しては権限を与えるということはございませんので、そういう意図で説明したという形ではございません。

○秋元委員

だから、最初から第153条と説明して、慌てて間違いを感じて次の日訂正しに来たのですよね。そうではなかったら、私だってそんな必死になって第153条なんか調べませんよ。それはしっかり説明不足だと言っていますけれども、あの場では私に第153条の任意代理というようにお話で説明していましたよ。これは何の確証もないから言いませんけれども、ただ、先ほどから言っているように、言葉というのは大事なのです。市長の周りの人たちというのは、こういう、要するに法律とか引っ張り出してきて、こねくり回すけれども、結局、間違いを指摘されて取り消すのです。これは大きな間違いであるし、このようなことが続いてはだめなのです。だから、聞いてもいないことを引っ張り出してきて正当化しようなんて言ったってだめですよ。これは一つ言っておきます。

今回、本質問の中で私は小樽市嘱託員就業規則違反について質問しています。まず、小樽市嘱託員就業規則というのはどういうものなのか、この第4条を読んでいただけますか。

○(総務)職員課長

小樽市嘱託員就業規則第4条を読み上げさせていただきます。見出しは服務ということになっております。「嘱託員は、任用期間中においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項は、その職を退いた後においても同様とする」。第1号「次条に定める勤務時間内において、その職務に専念すること」。第2号「職務を遂行するに当たって、法律、条例、規則その他の法令に従うこと」。第3号「上司の職務上の命令に従うこと」。第4号「職務上知り得た秘密を漏らさないこと」。第5号「その職の信用を傷つけるような行為をしないこと」。以上となっております。

○秋元委員

それで、今までも各委員から何回も服務時間の違反を指摘されていますよね。今回、銭函市民センターでの除雪懇談会でも服務時間をオーバーしているのにその会場にいたということもたくさんの方が見ているわけです。この服務時間の違反について、小樽市嘱託員就業規則第4条第1号で勤務時間内において職務に専念することというふうになっていますけれども、この勤務時間外に勤務をしているということは、第4条第2項に当てはまらないのか、これはどうですか。

○（総務）秘書課長

服務違反という部分で第 4 条第 1 号、次条に定める勤務時間内においてその職務に専念すること。この規定でございますけれども、嘱託員である参与が服務勤務時間を超えてしまったという部分に関しては、参与自身の責任ではなく、所属長が勤務時間をオーバーして勤務をさせたという形になりますので、そういう意味において参与が法令違反をしているということではなく、問われるのは所属長である秘書課長であるという形で捉えてございます。

○秋元委員

上司である秘書課長の責任というのはわかりました。ただ、第 1 号ですか、勤務時間内においてその職務に専念することという部分には、これ間違いなく違反しているということですよ。

○（総務）職員課長

第 1 号で定めていますのは、勤務時間内においてその職務に専念することという規定なものですから、勤務時間内に職務に専念していれば、この号には違反にはならないということにはなるかと思えます。

○秋元委員

それでは、第 5 号、この職の信用を傷つけるような行為をしないこと。これにつきましては、銭函での除雪懇談会の折に、市民の方から非常に強く批判されましたよね。要するに、市長の代理できましたという挨拶を受けて、市民が何の権限があつて来てるのだというようなこととお話しされておりました。これは要するに参与、嘱託員という形でその場でお話をされたのですけれども、これは信用を傷つけるという行為には当たらないのですか。

○（総務）職員課長

一般的に職の信用を傷つけるような行為というのは、例えば刑事事件とか、明らかに何らかの服務規定なりに違反している行為があつて、それがとがめられるものであることとか、そのようなことが職の信用を傷つける行為ということになるかと思えますので、実際に除雪懇談会でどのような形で話されたのかということは私も正直押さえてはいないですけれども、ここの職の信用を傷つけるという、例えば刑事事件に該当するようなものになるというような、一般的には捉えますので、そこまでには至っていないものなのかというふうには思っております。

○秋元委員

それで、先ほど秘書課長の責任があるというふうに言われましたけれども、どういう責任が発生するのですか。

○（総務）職員課長

一般論でお話しさせていただきたいと思えますけれども、通常ですと、時間外勤務を命令すると、当然それに対する対価としての時間外勤務手当を支払わなければならない。これは労働基準法上の規定ということになります。ただ、現実的には命令があつたかどうかというのは、私、押さえていないですけれども、実際にそういうことで働かせていたのであれば、時間外勤務手当を払っていないというところはやはり労働基準法違反なりに問われてもいたし方ないのかというふうには思います。

○秋元委員

その対価という報酬、給与の部分ですけれども、これは実際時間外で勤務していて、指摘されておりましたけれども、その部分の時間外の報酬というのは、支払われていたのですか。

○（総務）職員課長

嘱託員の勤務時間というのは、週 29 時間ということで決まっています、これ以外の勤務は基本的にはないということで整理させていただいておりますので、その分の手当なりというのは支払われておりません。

○秋元委員

逆に、先ほど言われていた労働基準法に抵触する可能性があるという部分については、抵触する可能性というか、抵触するのではないですか。これはどうですか。

○(総務)職員課長

実際に命令があって勤務させておいて、お金を払っていないということであれば、労働基準法違反に該当すると思います。

○秋元委員

では、勝手に参加が時間外も仕事をしていたということなのですか。例えば今まで指摘されていた時間外の部分、また、除雪懇談会の部分、これはどうなのですか、参加が勝手に時間外で仕事をしていたということなのですか。

○(総務)秘書課長

銭函市民センターでの除雪懇談会ということで、具体的にはそういう形であったろうかと思います。参加の勤務時間 3 時半までという形でありまして、その中で私としては 3 時半までに勤務を終えるようにという形に参加にお話をしました。そして 3 時半までに終了したということですので伺っております。

(「過ぎてたよ。過ぎてましたよ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

そういうことを言うと、事実と反するのです。たくさんの人たちがそこにいたわけですから。ましてや、上司に当たる秘書課長はその場にはいなかったでしょう。参加は市長から言われて、市民の方の声を聞いてくるようにというふうに言われて行っているわけです。もちろん時間外勤務をしないというふうに言われていませんよ。言われていないかもしれないです。ただ、結果的に時間外も勤務しているということ自体がそうなっているのではないですか、事実として。ましてやその対価も支払われていない。これは参加と交わした任用の契約上の問題にも反するのではないですか。いかがですか。

(「ちゃんと確認してから答弁したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「答弁、答弁」と呼ぶ者あり)

○(総務)秘書課長

所属長である秘書課長といたしましては、就業時間が 3 時半までということでございますので、3 時半までに勤務を終えるようにという形で本人には伝えました。その中で、私も除雪懇談会の場に立ち会っていたという形ではございませんので、その事実の部分に関しては確認をしていないという部分は事実としてございます。ただ、その中で、当然、私も外勤、それから調査であったり部分で勤務時間は遵守するように、又は本人からも勤務時間に関して今日何時に上がったということの報告を受けてございます。戻りますけれども、除雪懇談会における就業時間に関しては確認がとれていないのが事実でございます。

(「そんなこと聞いてないですよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、整理して」と呼ぶ者あり)

(「除雪懇談会の時間は確認とれてますかって聞いてないですよ」と呼ぶ者あり)

(「言ってることがよくわかんないよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事整理」と呼ぶ者あり)

○委員長

秘書課長の今の答弁は、秋元委員が質問したその任用の契約上の問題や責任についてどうなるのだということについては、お答えがなかったように思います。質問の趣旨にかみ合った答弁をしていただきたいと思います。

○(総務)秘書課長

任用に関しての条件であったりとか、その責任の部分は勤務時間を超えて勤務をするという部分に関しては働かせた所属長である秘書課長に責任があるというふうに認識してございます。

○委員長

先ほど秋元委員は、参加が勝手に勤務時間を超過して働いていたときはどうなるのだということも質問していた

と思います。秘書課長としては命令していないですよ。要するに、就業時間を超えて、3時半を過ぎて働きなさいという命令はしていない。3時半に終わっていると思っていたけれども、事実は違ったと。ある意味、参与が勝手に時間を過ぎて働いていたと。それに対する対処、どういう責任が誰に発生するのかということなのですが。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

鈴木委員。

○鈴木委員

今、秘書課長は、参与が3時半で上がったという発言をされて、私はそう考えているということでございますけれども、今、秋元委員のお話の根底にあるのは、まず3時半を超えているという事実があるのです。それによって、今回のこの件に対して秘書課長の責任が問われるのではないかと。もちろん3時半に上がってくれというお話をしました。では、本人がそれ以上あるのではないかとという話になります。この事実をしっかりと共有していただきたいというのがまず一つです。まず本当に3時半を超えていないのか、その事実を確認してください。そうしなければ、かみ合いません。まず、3時半がその一つの基準になりますので、それオーバーしたのかしないのか、その件について正式に、秋元委員は確実に超えたと、3時40分のようにすけれども、超えたというお話なのです。それを秘書課長は超えていないと言うのですから、まずそこにそごが生まれているということです。

○委員長

事実確認が必要だと。除雪懇談会が終わったのが3時40分でも、実際にその場所から庁舎に戻ってくるまでも勤務時間でしょうから、その部分も含めた勤務、就業となりますよね。事実確認を秘書課長はされていないと。

○(総務)秘書課長

報告という形で参与から受けております。時間内に終了したという形で受けております。

○委員長

それは庁舎に帰着した時間を含めて勤務時間内だという報告なのですか。その勤務時間内に終わったというのは、どういうことですか。先ほどの秋元委員の質問では、そもそも除雪懇談会が3時半を過ぎて続いていたと。そこに参与も参加されていたわけですから、その時点でもう既に過ぎてしまっているわけですから、どうなのでしょう。

○(建設)雪対策課長

今の除雪懇談会の終了時間につきましては、今、正確な時間は持ち合わせていませんので、私のほうで今調べさせていただきますと思います。

(「業務日報見たらわかることだよ、そんなこと」と呼ぶ者あり)

○委員長

時間的には今すぐ調べられますか。

(「教えてあげようか」と呼ぶ者あり)

○(建設)雪対策課長

これからすぐ職場に指示しまして、終わった時間を確認したいと思います。

(「教えてあげようか」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは若干の休憩をとって、この場で皆さん残っていただいて、調べる時間をとりたいと思います。

(「秋元さんの時間過ぎていでしょう、もう。今それで答弁もらって終わりにしてくれないと、進まないです、この委員会」と呼ぶ者あり)

議事進行の発言ですか。

(「不規則発言です」と呼ぶ者あり)

若干の時間休憩いたしますので、調べてください。

休憩 午後 4 時 29 分

再開 午後 4 時 34 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

委員長から申し上げます。傍聴者の方は不規則発言をされませんよう御協力をお願いいたします。

**○（建設）雪対策課長**

錢函市民センターでの除雪懇談会の終了時間についてでありますけれども、正確な時間について、今、職場に戻りましたら、前半の冒頭の挨拶、それと資料説明、これが各会場15分から20分ぐらいで説明しているのですが、この間の録音記録がなく、その後、私の説明に入ってから終わるまでの時間が約55分という記録が残っております。それでその前段で各会場おおむね20分ぐらいかけて冒頭挨拶と資料説明を行っておりますので、それを加算しますと、1時間15分ぐらいの時間で懇談会を1回締めているという状況になります。除雪懇談会の始まった時間が午後2時ですので、単純に加算しますと、3時15分から20分ぐらいの間で終わっているという状況になろうかと思っております。その後、個別の説明に入っておりますので、この個別説明に移っているところで若干おられたかもしれないのですが、その辺の時間ははっきりしないという状況でございます。今、正確といいましょうか、大体の時間というところではいきますと、3時20分前後でないかというところで確認がとれてございます。

**○委員長**

ということは、3時30分の就業時間は超過していないということなのですかね。その個別のうんぬんという、個別のというところはどうなのですかね。その場面も参与はそこにいらっしゃったのですかね。そこはわからないのですか。

**○（建設）雪対策課長**

参与につきましては、個別案件に移ってから10分ぐらいで会場を後にしたということになってございます。

**○委員長**

雪対策課長からの報告では、このような状況ですが。

**○秋元委員**

終わりますけれども、まずは以前からの、今、御報告いただきましたけれども、私が知っている限りでは間違いなく勤務時間は過ぎておりました。それも踏まえて、やはり嘱託員就業規則に職務時間には違反しているという状況を踏まえれば、解雇の条件になりますし、ましてや契約の、参与との任用の契約違反にも当たりますよね。ましてや、先ほど来ある労働基準法にももしかしたら抵触するかもしれない。どうしてこういう法律にひっかかるような、若しくは疑われるようなことをされ続けるのかというのが、非常に理解できないところであり、責任はかなり重いと思います。

**○委員長**

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

---

**○中村（誠吾）委員**

**◎除排雪の課題について**

私からは、この間大変な議論をさせていただいております除排雪の課題についてのみ質問させていただきます。

まず一つ目にお聞きしたいのですが、ジョイントベンチャーの 4 社への変更の混乱がありました。それで、最終的に 3 社できめ細やかな除排雪は可能との判断をせざるを得なかったわけですが、では、実際委託をする設計書は 3 社のときと 4 社のときと何か違っていたのですか。何が違うのですか。まずそこをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪業務の設計内容について共同企業体の構成社数、この要件が変更になって内容は変わるかというお尋ねでございますけれども、基本的にこの構成社数に変更になりましたら、私どものこの地域総合除雪の設計、業務の内容、設計内容については変更ございません。

○中村（誠吾）委員

今、お答えいただきましたとおり、このことに関しては入札条件のときだけの縛りできめ細やかなという話が繰り返されたのです。ですから、設計書では盛り込まれてはいないということを確認できるのですけれども、もともとこの除排雪の仕事、業務というのは、しょせん距離と量だけの話なのです。何キロメートルかいて何立方メートル排雪するかというのが根本の話ですから。

そこで、逆にお聞きしますけれども、逆にもしこれにきめ細やかなということが盛り込まれていましたら、最初に落札した地域と格差があることになると単純に私は思うのですが、そのような心配はなさいませんでしたか。

○（建設）雪対策課長

今年度の業務、先に入札しました 4 地域、それから後から入札しました 3 地域についての設計内容の考え方ですけれども、基本的には市長公約でありましたガタガタ路面の解消ですとか、2 種路線の基準の見直し、これは双方とも当初から盛り込んで設計を組んでございます。ですから、先に入札した四つの企業体の設計内容、それから後から入札になりました三つの地域の設計内容、これにつきましては、大きくは基本的な部分に変更はございません。ただ 1 点だけ、入札が約 4 週間遅れたということがございまして、初動期に発生しますロードヒーティング等の上の塩化カルシウムの散布作業、この期間が短くなった部分だけ減工して発注してございますが、それ以外の部分については全く変更はございません。

○中村（誠吾）委員

さて、そのきめ細やかなの説明をいただきたいと代表質問でもしたのですが、まずはステーションを小分けにしてパトロールが図れるようになる、密になるということをよく言われてきたのです。それで、4 事業体になることにより密にパトロールができるということをおっしゃっているのだと思うのですが、どうしてもわからないのですけれども、私は密にパトロールするというので、市民が望む除雪や排雪の回数や除雪の仕方が、変わるわけではないと思うのですけれども、変わりますか。

○建設部片山副参事

共同企業体が 4 社になるということでの御質問でございますけれども、構成業者が増えるということで、そのステーションのエリアを管理する人員も増えます。その人員が増えることによって、中の路面の管理ですとか、住民から寄せられる要望、苦情への対応が速やかになるという期待をしております。今、委員がおっしゃるように、作業量については設計書に記載しておりますので、その仕様書どおりの作業になろうかと思っておりますけれども、きめ細やかという意味については、その住民対応、それからステーションの管理を含めて総称の中の一部でございますので、そういう人員が増える、ステーションの管理がより目が行き届く、そういう状況の中できめ細やかな除排雪につながるというふうに考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、逆にはつきりしますけれども、既に入札されて委託されていた地域は何一つ変わりませんね。それで経費が上がって私は除雪の単価が上がったのだと理解しています。

それで、もう一つ聞きます。

それでは、市から除雪作業の現場で置き雪が少なくなるように指導されてきましたか。

○（建設）雪対策課長

除雪作業に伴います置き雪についてでございますけれども、基本的には置き雪につきましては、沿道の皆様方、市民の方々にお願いするということで作業を進めてきてございます。ただ、やはりこの置き雪というのは、市民の方にも多くの負担をかけていることもございまして、その沿道の条件等の中で多少工夫を凝らす余地がありましたら、その置き雪の量を軽減するような形で作業を進めるようにということは指示してきてございますけれども、やはり限界がございまして、置き雪はある程度残ったような形の作業というふうになってございます。

○中村（誠吾）委員

当たり前なのです。というのは、もしこれ除雪単価の計算等も含めて、今まで言っていない超える作業を契約後にのせてしまったら、契約違反ですよ。そのことを聞いているのです。ましてや最初に入札したところも、こうやって契約前の業者の説明会の時点では要点の変更をしていないわけですから、言っていないわけですから、まずこれはもしそのような指示がこれから飛ぶようなことがあれば、これは契約違反ですから、置き雪についてこのように図ることなんていったら。まずこのことを指摘させていただきたいと思います。

三つ目です。きめ細やかなことばかり聞きますけれども、除雪の路線の調整に関して、既に現場ではこれをおっしゃっているのです。道路の幅員だとか勾配も考慮して調査した中で除排雪を行って役立てていくということをおっしゃっているのですが、これに関して一つ、全体の中で背景を言っておきますけれども、今まで除雪をしてきて、こんな幅員や現場の条件に合わない除雪なんてしているわけがないのです、当たり前です。また、勾配が十数パーセントのところと、平らなところとの問題を一々考慮していたわけではないです。そのようなことは事業者もオペレーターの方も百も承知でやってきたのだから、だから、なぜ今になってこのように調査していかなければ進みませんと、いい除雪になりませんとおっしゃったのか、もう一度言ってください。

○（建設）雪対策課長

除雪路線調査についてでございますけれども、基本的にこの調査の中では道路の状況、今、委員から御指摘がありましたけれども、幅員、勾配、それから占用物件等、そういった情報のほかに沿道の家屋の張りつき状況ですとか、空き地の状況、こういったものも総合的に調査をしていきたいということで考えてございます。

それで、今、委員の御指摘がありました幅員、それから道路勾配、これは現状でも重々把握しながら作業をされているのではないかと御指摘でございますけれども、これについてはまさにそのとおりだと認識してございます。ただ、改めて私どもが調査を行っていききたいというのは、この道路状況を正確に押さえ、さらに沿道の状況、特にこの空き地、沿道にあります空き地というのは、今後雪押し場として活用していきたいというふうに考えてございます。各路線で雪押し場として活用する土地があれば、それを活用することによりまして、例えば置き雪の解消、軽減というところにもつながっていきますし、また、排雪作業行方上でも、その排雪の発生量の軽減というのにもつながっていくのではないかと御思います。今までこのような形、従前から現地を見ながら作業していただいたのですが、改めてこういったほかの情報も各路線で一元的に管理して、そしてその路線単位でこういった改善方法があるかということの研究検討していきたいという趣旨でこの調査をさせていただきたいということで考えてございます。

○中村（誠吾）委員

先に進みます。きめ細やかな、また聞きます。業者が増えることにより新しい視点も増えて、よりよい除雪体制が可能となると、そのような趣旨でこの間市長もお話しになってこられていますが、では、最初の質問ですけれども、除雪業者は平成13年度から地域総合除雪になってもう十何年たっているのです。その前までは15センチメートルだったのです。それで、その地域総合除雪になってから、業者もかわっていますし、運転手、オペレーターもかわっていますし、さらに市の担当者、部長から全部かわっていますよ。そのことも含めて新しい目線で見直しを行

ってこなかったなどということはありません。このことについて考えをお述べください。

**○建設部片山副参事**

地域総合除雪につきましては平成13年度から小樽市で採用して、今に至っております。委員がおっしゃるように、各ステーションの構成業者がかわっている場合もございますし、担当の職員もかわっております。オペレーターも、実際に作業担っていただいているオペレーターの方々も世代交代なりでかわっている場合もございます。新しい視点というのは、そういう人がかわることによって見方も変わるということでの新しい視点でございますので、業者が増えるということでまた違った見方で新しい発想なり、いろいろな知恵、工夫が除排雪に対して生かされていくものということを期待しているという意味で新しい視点ということでございます。今までも除排雪の改善には取り組んできているところではございます。

**○中村（誠吾）委員**

では、逆に聞きます。

小樽市の道路除雪をしたことのない業者の意見で、市の全体像を見直すということができるのですか。

**○建設部片山副参事**

小樽市の除排雪をしたことがない業者ということでございますけれども、除雪の実績については何かしら持っている業者が多いかと思えます。また、業者のやる気といいますか、地域に精通して積極的にそういう地域の情報を収集してやろうと、除排雪を行おうと、そういう姿勢が私どもは大事だと思っておりますので、そういう中で、いろいろな工夫なり知恵なりが生まれてくるのかというふうには感じております。

**○中村（誠吾）委員**

実は、この間多くの事業者の皆さん、建設部もそうですし、苦勞してきたわけですよ。事実ですから、市長にはぜひお聞きいただきたいのですが、10月の入札がうまくいかず、11月中旬の最初の稼働までに間に合えば大丈夫だとお聞きしてきましたけれども、請負業者の皆さん、事業者の皆さん、例えばタイヤドーザでマンホールのぶつかりをチェックしたり、このことは知っていると思えます。そして、石垣を調べて、壊さないように、また、舗装、補修やポールを立てたりするのです。そして、さらに砂箱に砂を入れたり、箱のチェックをしたり、そして今、副参事も言ったけれども、雪押し場に家が建っていないのかとか、調査もしなくてはならない。これを全路線で行うわけですよ。その中で、現場以外に請け負った額の配分も分配の方法も打ち合わせしなければならぬ。そのような業者の皆さん、大変に密度の濃い状況の中で、今回、この入札の問題が発生してしまい、スケジュールに余裕などなかったのです。ですから、これは間に合わないといみんなが心配したし、だから、おやめなさいと言ったのです。何の問題もないのだから3社でできると言ったとおり。ですから、このことについて、私はもう一度お聞きしますけれども、なぜこの全体の委託契約を行う時期に配慮しなかったのか。今、市長お聞きくださいと言ったのはそこなのです。市長、わかっているでしょう。なぜこの視点で配慮しなかったのですか。

**○建設部片山副参事**

共同企業体も業者数の変更時期について配慮が足りなかったのではないかという御質問だと思いますが、今年度、除雪ステーションを一つ増やすということで、昨年度の体制が衰えることないようにということを危惧しております。業者数を増やす、それから将来的な除排雪体制を見据えた中で業者の育成なりの観点から業者数を増やしたわけでございます。

委員の御指摘のとおり、期間が足りないという部分もあろうかと思えます。実際に地域総合除雪を担っていただいている業者の皆さんから要望書が提出されて、そういう記述もございますので、今後は来年度以降になると思えますけれども、その要望書、そういう期間も含めて、踏まえて除排雪の見直しについては行っていきたいというふうに考えてございます。

### ○中村（誠吾）委員

私の聞いたことにやはり答えてくれていないのです。違う角度で言います。業者を増やすことにより、市の除雪業者の理解も広まるだろうと。そして、いや、おっしゃっているの。そして、市民への浸透も考慮して小樽の除排雪体制のグレードアップを図っていきたいと、そういう趣旨で市長も建設部もこの間ずっとおっしゃられているのです。それは日本語としてはわかります。

それでは、なぜ業者が増えることによってグレードアップするのか。私は、根本的にわからないからもう一回聞きます。

あるステーションですよ。例えば、中村建設が 4 割受け持ちました。名前を使って悪いですが、高橋建設が 3 割受け持ちました。鈴木建設が 3 割受け持ちました。これで 100 です。どうして四つ目が入ってきたときに中村建設がリーダー格としてわかったと。新しい業者が入ってきたから、私のところを減らすからと。30、30、30 になるのです。そして、新しいところが 10 でしょう。それで 100 ですよね。120 にするわけではないです。そうすると、そこを増やすことにより余力やいろいろなことが出てくると何回も言っているのですけれども、100 は 100 なのです。ですから、先ほど言ったのです。路線も変わっていないし、それは雪の降り方は違いますけれども。それで、その新しく入ってきた事業者ですが、実は私、1 割請け負ったけれども、2 割できる余力で入ってきましたよという業者がありますか。そんなことをしたら経営できないでしょう。だから、何回も言っているとおり、この業者が増えることによってメリットというのは何のことがわからない。ここについてもどうか御所見をお願いします。

### ○建設部片山副参事

共同企業体の業者数が増えることのメリットでございますけれども、共同企業体の業者数が増えることによって確かに作業量は変わりません。ただ、お互いの作業を補完する、お互いに応援体制を組めるということがメリットになります。また、参加されている業者の皆さんは市の除雪だけを行っているわけではなく、民間の除排雪の作業も行っておりますので、そういう民間の除雪、それから市の除雪、両方行っている業者がほとんどだと思います。そういう枠組みの中で、少しでも多くの業者にステーション、共同企業体の除雪業務を担っていただいて、作業の遅れですとか、住民の要望、苦情の対応、そういうものが速やかになるようなそういう管理体制を築いていただきたいということが、築くことができるということが業者数を増やすことになると考えております。

### ○中村（誠吾）委員

私は先ほど 4 足す 3 足す 3 で 10 だと言ったではないですか。そして新しい業者が入っても 10 だと言ったではないですか。認めたではないですか。全体の作業量は変わらないと 12 月 7 日の代表質問で建設部長もおっしゃっています。だから、全体の作業量は変わらないのに、何で増えてそのような余力があつて連絡がとれるのか、別の事業者が入ってくるのですよ、まず、連絡がとれるわけがないではないですか。そういうことも含めて幾ら聞いても、それはおかしいですよ。

そして、もう一つ、聞かなければならないのは、今定例会で、この決め細やかという具体的な積算根拠を何度も聞きましたが、要するに、代表質問でその物差しはどこにあるのですかと聞いたのです。新しく進めること。そして、何となく話がずれてきていると思うのです。先ほどの置き雪も今場所の話でないように聞こえるのです。そして、物差しを聞くとなかなか根拠がないのです。そうすると、若竹、桜で第 7 ステーションをつくったことも含めて、私は、根拠というのは苦情だけなのかと思いつているのです。このことについてどうですか。改めて積算根拠みたいな根拠を示せますか。

### ○（建設）雪対策課長

まず、きめ細やかな除雪にかかわる根拠で、今年度の部分でいきますと、数量的には先ほどのガタガタ路面と 2 種路線のうんぬんになりますが、今後、今年度の見直し内容について作業場の検証を行い、また来年度、再来年度等逐次見直しをしていく形になるかと思いますが、その際にはその改善したポイントについては設計書の中で数

量として表れてくることもあるというふうに考えてございます。

ただ、今年度の段階では先ほど御説明させていただいた大きく 2 点、これが数量上で反映されているということでございます。

#### ○中村（誠吾）委員

ガタガタも、除排雪も少しでも雪が降ったときに連携できるという話、建設部長から聞きたいのですが、わかりました。わかりましたといっても、納得しているという意味ではないですよ。

それで、これ、市長、大変難しい状況になってきたから、はっきりと申し上げますけれども、市民は先ほどの市長が今回提案した 1 丁目 1 番の最大公約で、きめ細やかな目の届く除雪をしてくれるのだな、いよいよ今年はできるのだなと思っています。しかし、言っていることが違ってきているのです。検討させてください、多くのことを。そうすると、市民は軒先の置き雪も今年はいってしてくれるのだなと思っていますよ。いや、本当に思っています、みんな。私にも来ますよ。今年からかいてくれるのだな。そんなわけないではないですか、言っただけで。これどうするのですか、はっきり言いますけれども。物すごい数の苦情が来ますよ。各除雪ステーション。職員は忙殺されて寝る暇もなくなりますよ。市長にはその認識がありましたか。市長にお聞きします。

#### ○市長

今、担当部からもお話がありましたけれども、今年度、皆様から議決いただいて予算を増やさせていただきましただけでも、それについてはるる御説明をさせていただいている範囲でございます。今、御指摘の部分もこれから将来的に解決していかなければならない課題であると思っています。今後においては、それらも含めて今調査をしておりますけれども、やはり 1 年目で全てを一遍にできないというのは事実だと思います。その中でできることから一つ一つ行っていきたい。そして、これからまた今年度の調査とともにそのような市民の声であったりとか、実際にパトロールしていく現場の現状であったりとか、また、業者の方々における御意見であったりとか、そのようなことをさらにデータも含めて対応させていただき、1 年 1 年少しずつよくなっていくところをやはり目標にしておりますので、御理解をいただければと思います。

#### ○中村（誠吾）委員

けしからんとか、そういうことを言う気もないです。というのは、自分でおっしゃってわかったと思うのですけれども、先ほどの市民は、新市長になられて今年度の除排雪体制はばっちりだと思っているのです。ですから、これは大変な責任が発生してきますよ。1 月、2 月にこんなはずではなかったのとなったときに、市長、どうか記者会見をしてください。私は今年度から調査研究をして一つ一つやると言ったのですということ。これは、もういいです。それはそれとして私の意見として申し上げておきます。それで、参与は私からお呼びしたわけではないので。

もう一つ最後の質問になりますけれども、このたびの除雪ステーションの体制強化をするに当たって、私が非常に疑問に思っているのが、リーガルチェックをしているかということなのです。要するに、法的根拠やコンプライアンスを守りきれているのか、その心配をしなかったのかということですが、実は除雪ステーションにかかわることは業務委託でございます。そうすると、請負契約となるのです、今やっていること。根拠は何かといえますと、ほとんどが労働者派遣法になります。そうしますと、契約時の仕様書ですとか、請負契約として成立するように指揮命令系統の区分や機械備品、設備等の使用区分などを書面上だけでも明確にしなければならないのです。先ほど言いましたよね。大変苦勞、労力のかかる作業ですが、途中の入札不調があって、大混乱しました。これらについて、こういう問題が発生するという、リーガルチェックは根本ですから、これを理解していましたか。

#### ○建設部片山副参事

今、リーガルチェックということで法的な妥当性をチェックするというところでございますけれども、今、入札の変更手続を進めるに当たっては、この辺の法的な妥当性のチェックについては、これを前提として進めてきたとい

うこととございますので、決して意識していないのではなくて、これが大前提の下で手続は進めてきたということと我々は認識してございます。

**○中村（誠吾）委員**

これで質問は終わりますけれども、もう一度話をしておきます。この間、市長の提案された除排雪体制への見直しというのは、市長はイメージとして思っていたらっしゃったのでしょうかけれども、現実には極めて不可能なことだったのです。不可能なことが進捗しているのです。今言いましたとおり、3社でできましたね。それと何回も言うけれども、小学生でもできる算数の問題で10は10ですよ、変わらないですよ。そういうことも含めまして、私は今後の除排雪体制の見直しということもルールを変えるなどとは言いません。しかし、今回のルールの変更はあまりにも無謀でありました。ということをお私は再度申し上げまして、議会はそのことを真剣に心配しているのだ、したのだということをお申し上げて終わります。

**○委員長**

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

---

**○高橋（龍）委員**

**◎行政評価について**

まず、行政評価にかかわってお伺いしていきます。

要改善という評価になっていた教育分野の2事業に関してお伺いいたします。まず、生徒指導対策費用、こちらが有効性Cという評価がありまして、これはいじめ対策に係る費用の事業かと思うのですが、事業内容を拝見しますと、保護者、生徒、教員、それぞれに対しての資料を配付となっているのですが、それを基にそれぞれどのような指導、又は説明をされていますでしょうか。

**○（教育）指導室主幹**

保護者向け資料は、例えば校外生活に関する啓発資料には帰宅時刻や不審者、不審電話への対応などが記載されており、その内容について保護者会などで家庭での協力を依頼しております。児童・生徒向け資料は、例えばいじめ防止に関する啓発資料には、相手の立場に立って考え、勇気を持って行動することや、一人で悩まず大人に相談することなどが記載されており、担任が資料の内容に基づいて指導した上で配付しており、いずれにしても説明などを加えた上で配付するよう各学校へ指導しております。また、教員向けに配付している人権教育に関する啓発資料では、子供に対して必ず励ましの言葉をかけているかなど、教師の人権意識を見直すチェックリストで自己評価できるようになっており、校内研修での活用も含め、多様な観点から教師自身の人権意識を見直す内容となっております。

**○高橋（龍）委員**

同じ報告書の中で、平成24年度のいじめの件数が90件、暴力行為が30件という記載がありました。翌年度になると、いじめが52件、暴力行為が7件、今年度の見込みでいうと、いじめが35件の暴力行為が5件と、この5か年で激減しているのですが、これは何が要因だと考えられますか。

**○（教育）指導室主幹**

これまで年2回のいじめ防止キャンペーンを展開し、その中でいじめ防止標語など児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会を設けるなどして、児童・生徒や教職員の意識の高揚が図られてきたことや、中学校においては学校生活が落ちついていることなどが要因として考えられます。

**○高橋（龍）委員**

今回の事業で配られたような資料の活用とかというのもすごくいいかとは思いますが、こういったケースに関して実際に生徒自身に考えていただくとか、教職員に対して生徒指導に関する講座の受講などもよいと思わ

れるのですが、そのあたりはどういう形で進めておいででしょうか。

○（教育）指導室主幹

教育委員会では、いじめ防止対策研修講座や情報モラル教育研修講座など、生徒指導に関する講座を開催し、教職員の資質能力の向上に努めており、研修講座に参加した教職員は各学校に戻って、ほかの教職員へ還元する機会を設け、研修した内容を自校の改善に生かすよう、校長会議などで指導しているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、次の事業についてお伺いします。

児童生徒展覧会等開催経費というものに関してです。こちらはチェックの段階で有効性がC、効率性がBということですが、ただ、継続して実施する必要がある反面、音楽発表会などでは成果が見えづらいということが書かれていたけれども、成果が見えづらいというのはどのような点から判断をされていますでしょうか。

○（教育）学校教育課長

小学校の音楽発表会や中学校の音楽交流会は、児童・生徒が日ごろの練習の成果を市民会館のような大きな舞台上で発表するという貴重な経験を得ることができる教育的効果が高い事業であります。しかしながら、本事業の成果として考えた場合に、現行の方式では児童・生徒の達成感ですとか、そういった内面の部分でありますので、行政評価の本来的な指標として示すことが難しいことから、その成果を何らかの形で見えるようにして児童・生徒がより切磋琢磨できるようにするとともに、児童・生徒への指導を通じて教職員の資質能力の向上につながるよう、より充実したものにする必要があると感じているところであります。

○高橋（龍）委員

達成感などが感じづらいというところで、では、今後具体的にはどのような形にすると達成感を向上させることができるかと考えてでしょうか。今後の取組などお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

今後は来年度に向けて小樽市教育研究会の音楽部会の教員方と協議をして、例えばコンクール形式にしたり、あるいは発表後に第三者の方から講評をいただいたり、また、児童・生徒へのアンケートを実施するなど、子供たちや教職員にとって励みになるようなものを取り入れていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

実際に多くの人の前で演奏をするなど、そういった機会は非常に重要だと考えますし、他校の児童・生徒とも交流の機会が持てるということで子供たちにとってはいい刺激になると思いますので、ぜひ今後も切磋琢磨して成長する場を提供できるように制度の見直しを行っていただければと思います。

◎補助金等交付金事業の見直しについて

次に、補助金等交付金事業の見直しについてお伺いします。

これも事業評価の中にあつたのですが、代表質問の中でも触れさせていただきました。補助金の交付に関しては団体に交付するものと事業ごとに交付しているもののがあつて、これを来年度以降見直すということでしたが、この見直しに当たって全ての団体補助金の見直しではないというふうに捉えているのですが、その解釈でよろしいでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

市として支出している補助金につきまして、団体に渡しているものの中では、今回検証する形の団体の運営費に対する補助金がありますけれども、そのほかにも事業に着目した補助金ですとか、あとイベントに対する支援、さらには国などの制度に基づいて支援するといったような補助金があるところでございます。その中で今年度につきましては、特に団体の運営費補助につきまして、交付対象が明確な事業費補助に移れないかという形のものを今後整理していきたいという趣旨でございます。

○高橋（龍）委員

では、現状、運営費補助をしている団体は幾つあって、額としてはそれが幾らぐらいになりますでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

今回の、私どもが検証していかなければならないという形の件数でお答えさせていただきますけれども、運営補助という形で検証していくものとしては47件、その47件の平成27年度予算の合計額といたしましては、9,196万4,000円という形になっております。

○高橋（龍）委員

交付を今後事業ベースにしていくに当たって、例えば企画、事業のプレゼンテーションであったりとか、事後報告書の提出など交付に当たっての審査というか、そういった機構は考えているのでしょうか。

○（財政）佐々木主幹

交付に当たりましては、今までも補助申請をいただいて、終わった後は事業報告をいただくというのは基本的なルールとしてやっているところでございます。

ただ、今、おっしゃられた企画を提案するというような形のもは、今回の見直しの趣旨というのが団体の運営費補助金を事業費補助に移して交付基準を明らかにするというような趣旨でございますので、プレゼンテーション等と企画などをお聞きして優劣をつけるというものではございませんので、あくまでも予算ヒアリングの中で団体と原課の協議した内容というのを確認しながら整理していきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

これを見直していくに当たって、既得権益化している補助金の見直しという説明もありましたけれども、十分に公益性なども重視していただいて本当に必要としているところを削ることなく、特に文化的な部分だったりというのは成果が見えづらいものもありますので、見極めながら削れる部分は削減して、新たな既得権をつくってしまわないように取り組んでいただければと思っております。

◎民泊について

次に、観光の分野に関して民泊についてお伺いいたします。

代表質問の中で、現在、小樽市の観光の抱える問題点、課題の一つに繁忙期の宿泊施設の不足を挙げられていますが、全国的にも恒常的に、また、一時的に施設が不足するという地域も多くあるわけです。それを解消させる手だての一つとして、今、規制緩和がなされる民泊に関してですが、厚生労働省では空き家などに旅行者を泊める民泊を旅館業法の簡易宿所というふう位置づけて、その要件を緩和するという方針を示したわけですが、対して、現状では全国で2万か所にのぼる民泊の施設があって、その大半が無許可で営業しており社会問題化しているという側面もあります。

例えば仮に本市で民泊を行う場合のメリット、また、デメリットというものはどのようなものがありますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

いわゆる民泊について本市で行われる場合のメリット、デメリットということでございますけれども、メリットとしては繁忙期における外国人宿泊施設不足対策の一つというふうになり得ますし、空き家活用の面でも有効であると考えます。また、例えばホームステイ型の民泊ですと、外国人観光客が日本的な生活に接することができるということも挙げられます。デメリットといたしましては、外国人客の団体客による騒音や文化、ルールの違いによるもの、それからごみ出しなどに関することで近隣住民などとのトラブル、それから既存の旅館など適法に営業している宿泊事業者の経営を圧迫するおそれなどが考えられます。

○高橋（龍）委員

では、現行の制度上での問題点というのはどこにありますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

現行制度上の問題点ということでございますけれども、全国的に見まして自治体の許可を得ていない違法営業というものが横行しているということ、また、それに起因いたしまして、火災等の災害時における観光客の安全確保や衛生管理などが十分ではないケースが見受けられるということが挙げられます。

○高橋（龍）委員

では、それらを踏まえて宿泊施設の不足をこの小樽でも解消するために民泊を進めていく考えなのかどうか、その方針をお伺いいたします。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

本市として民泊を進めていくかにつきましてでございますが、民泊は今後首都圏や札幌などの大都市において拡大していくものと思われましても、本市としては観光客が安心して快適な環境で小樽に宿泊をしていただくこと、それと市民に迷惑をかけないような制度設計の下、法制化されることが大前提であると考えておりまして、現時点では状況把握を行う中で今後の推移を見守りたいと、そのように考えております。

○高橋（龍）委員

実際には、おっしゃるように空き家対策などに関しては効果もある反面、金銭的なもの、近隣トラブルなど、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、問題点や懸念されるところがございますので、私としてもぜひ慎重に検討を重ねていただきたいと考えております。

また、逆に農業体験に宿泊を伴うアグリツーリズムみたいな、民泊とも少しくくりが違うとは思いますが、農業、漁業、林業といった1次産業の体験とセットになった宿泊ということに関しては、子供の体験学習など教育分野とも連携しながらぜひ進めていただきたいとも考えていますので、御検討のほど、市長もよろしくお願いたします。

◎新・市民プールについて

続きまして、新・市民プールに関してお伺いいたします。

市民要望も非常に強く建設に関して陳情も採択された新・市民プールに関してですが、その後の進捗と申しますか、建設のための用地を探している中で、現在、候補地は何か所ありますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現在、土地について調査を進めておりますけれども、その候補地ということではないのですが、候補地にもなり得るかどうかということも含めての調査をしておりますけれども、最近と申しますか、今年度は11か所ほど調べてございます。

○高橋（龍）委員

候補地の前の段階ということで、土地が決まっていない中で、建設費用などというのも難しいとは思いますが、例えばほかの都市などで近年建設されたプールの事例を挙げていただいて、それにどのくらいの費用がかかっているのかということをお示しいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設費についてでございますけれども、道内で最も新しいということで、今年度、平成27年4月1日に開設いたしました北見市のプールにつきましては、建設費が24億1,300万円ほどとなっております。また、昨年度、26年4月1日に開設しております伊達市のプールでございますけれども、これにつきましては建設費が10億4,500万円ほどとなっております。ただ、この二つのプール、いずれも結構大規模なプールということでございますので、必ずしも今言った建設費が標準的といいますか、そういう建設費ではないというふうに考えています。

○高橋（龍）委員

今、挙げていただいたそれぞれのプールに関して、ランニングコストというのもおわかりになればお聞かせくだ

さい。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

最初に申しあげました北見市のプールは平成27年4月1日開設ですので、ランニングコストについてはまだ調べておりません。来年度に向けて調べていこうと思っています。それから、伊達市のプールにつきましては、ランニングコスト、26年度実績で1億円ほどかかっています。それから、少し古いのですが、22年に開設いたしました苫小牧市のプールにつきましては23年度の数字になってしまいますけれども、6,600万円ほどのランニングコストになってございます。そして、苫小牧のプールもかなり大がかりなプールですので、ランニングコストについても標準的ということではございません。ちなみにそのランニングコストにつきましては、少し古いのですが、25メートルプール6コースという今の高島小学校温水プールと同じ程度のプールの23年度の実績でいきますと、3,900万円ほど、4,000万円を切るぐらいのランニングコストということで調査をしております。

#### ○高橋（龍）委員

では、プールの項目の最後に、今後の本市としての見通しをお聞かせいただければと思います。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

一つに最初の御質問でお答えしましたけれども、土地の調査を進める中で、また、学校の適正配置の関係あるいは公共施設、今後、耐震化の問題なども含めていろいろな見直しなりというのは出てこようかと思うのですが、その中でまた適地が出てくるということも含めまして、適地を鋭意探していきたいということと、もう一つはやはり財政上の観点と申しますか、財政状況を勘案しながら考えていかなければならないと。大きくいうとこの2点になるかと思っておりますけれども、そういうことを見極めながら、できるだけ早い時期にプール建設を具体化といえますか、具体的な計画にできればいいのかなというふうに考えてございます。

#### ○高橋（龍）委員

今、小樽市としても財政状況が悪い中でインシヤルコストもランニングコストも少なくない費用がかかるプールですけれども、建設を望まれる高齢者の方からは、議会で陳情が採択されたけれども自分が生きているうちにできるのだろうかというような声も聞かれるものですから、できるだけ早い建設に向けていろいろ取り組んでいただけるようお願いいたします。

#### ◎参与について

次に、人事についてお伺いさせていただきます。

参与の件ですが、10月の頭に参与について四つ変更といえますか、職務、報酬額、勤務時間と勤務期間に関して、検討されているということでしたけれども、その後、それに関しての検討はどのように進んでいるのでしょうか。

#### ○（総務）秘書課長

ただいま高橋龍委員からの4項目についての検討の進捗状況でございます。10月6日に各会派への説明、それから10月13日の総務常任委員会を経て、報酬額、職務内容、勤務時間、任用期間等について、こちらの検討項目4項目が任用に関することという部分でありますので、総務部内において検討をしております。

検討内容といたしましては、職務内容について市政全般のアドバイザーという形をとるか、除排雪担当という特命という形とするか、それが週29時間の中でこなさなければいけない職務、あと勤務時間の張りつけといえますか、その部分、配分といえますか、その部分です。職務内容に応じた報酬額の設定、限られた週29時間という中で今、本格的な降雪期に入りましたので、その部分での任用期間の考え方等、互いに関連し合っている部分もございまして、検討中という形でございます。

#### ○高橋（龍）委員

現在、検討中なのでもととの形のまま推移しているということかと思えます。暫定的にかと思えます。

実は先ほど、たぶん建設部長だったと思うのですが、貸出ダンプ制度の件でお話をしているときに、参与

から指示があったということだったのですけれども、本来参与は指示をしてはいけないはずなのですが、そのあたりは間違っただという認識でよろしいのでしょうか。

**○建設部長**

もし指示と言っていましたら間違いでございます。指摘若しくは問題提起といいますか、そういうことでございます。もし指示と私が申しておりましたら、間違いですので、訂正させていただきたいと思っております。申しわけありません。

**○高橋（龍）委員**

少し意地悪なことを言いました。

ただ、アドバイスに関しての参与との関係といいますか、そういったところなのですけれども、どちらからの発信でアドバイスが行われるのかと。というのも、例えば市長であったりとか、関係部局の皆さんがこれに関してアドバイスをくださいというふうに言うのか、逆に参与がいろいろなものを見ながら、ここはこうしたほうがいいのではないですかというアドバイスをされるのか、これはどちらなのか。

**○建設部片山副参事**

ただいまの御質問ですけれども、建設部の例では参与から提案といいますか、問題提起があると。また、我々からもこういう場合はどうしたらいいのだろうかというアドバイスを求めることもございます。

**○高橋（龍）委員**

それでは、今、建設部から答弁をいただきましたので、建設部に改めてお伺いしますけれども、除雪の入札要件を変更する際に参与にアドバイスを求めましたか、又は参与からのアドバイスをいただきましたか。

**○建設部片山副参事**

入札要件の変更については原部で案を作成して、参与に意見を伺っていることはあります。

**○高橋（龍）委員**

伺っていることはありますという表現があまりすとなとこなかったのですけれども、具体的にはどういうことでしょうか。

**○建設部片山副参事**

もう一度説明させていただきます。業者数を変更するに当たって、2社を4社にという話の中で、具体的に参与からその数字の話はございません。市長からの提案を受けて原部で案を作成して、その案については参与にも意見は伺ってございます。そういう意味で、参与の意見も伺いながら、この入札の手続は進めているということでございます。

**○高橋（龍）委員**

お伺いしたいのは、次なのですが、入札に関しても参与は御存じだったということですよ、変更することはもちろん。それに当たって、このタイミングでやるのはうまくないかというアドバイスはなかったのでしょうか。

**○建設部片山副参事**

今、委員のおっしゃるようなタイミングのお話はなかったものでございます。

**○高橋（龍）委員**

業者も含めてこれだけ混乱が起きている中で、そのアドバイスがなかった、また、逆に建設部、また、市長に関してもすけれども、このタイミングでいっていいものでしょうかと、除雪に関して精通しているアドバイザーからの意見を仰ぐというのは必要だったと私は感じているのです。それが納得いかないというか、なぜ何も言わなかったのだろうかというところなのですけれども。

（「何もアドバイスないからさ」と呼ぶ者あり）

○建設部片山副参事

先ほども答弁させていただきましたけれども、実際そのアドバイスはございませんでしたので、それをなぜというのは我々もわかりかねるといふか、わからないというのが回答になろうかと思ひます。

○高橋（龍）委員

まず、わかりました。引き続き、また後日ということだ。

◎副市長人事について

では、副市長人事に関してお伺ひいたしますけれども、現状の進捗はいかがでしょうか。

○市長

今までも答弁させていただいておりますけれども、現在、新たな方を御提案できる状況ではございません。

○高橋（龍）委員

それで、今、市長がお一人で探されているというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、一人で探されているというのは、御自身の知り合いだけに限定しているとか、そういったわけではないということですよ。

○市長

今までもそうですけれども、さまざまなチャンネルといふばよろしいのでしょうか、当初からそうですけれども、庁内等も含めて、それについては変わらず検討しているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、そのさまざまなチャンネルといふますか、具体的にどうやって探されているのか、どのようなお声かけをされているのか、探し方といふのをすごくシンプルに聞いているのですけれども、探し方をお聞かせいただければと思ひます。

○市長

大変恐縮ですけれども、そういう意味では、いろいろなそのような大変重要なことで、また、時にはシビアな話でございますので、その方法論等に関しては大変恐縮ですが、ここでの答弁は控えさせていただきますと思ひます。

（「何も問題ないでしょ、そんなの言ったって」と呼ぶ者あり）

○高橋（龍）委員

共産党の酒井隆裕委員も近い御質問をされていたのですけれども、例えば庁内においてほかの職員などにも情報収集をお願いするなど、そういったことはあるのでしょうか。

○市長

職員の中での情報収集という形での依頼はしておりません。

○高橋（龍）委員

少し話がそれるのですが、市長はペルソナマーケティングという言葉を知ったことがありますか。ペルソナといふ心理学用語ですけれども、人間の外的側面を表す言葉なのです。ユングが提唱したのですが、これを実は近年、マーケティングにおいて用いることで成果を上げているといふことがあるのです。どういふことかといふと、仮定の顧客情報を細かく想定するのですが、これによって供給側、例えば企業側がターゲットの明確なイメージを共有して、ニーズを的確に捉えた商品やサービスを提供できるようにするといふもので、私自身も選挙のときにそのペルソナマーケティングを少し意識して、支持層を仮定してどう動けば効率的かといふことを考えました。

話が戻りますが、副市長人事においても、これに近いことを取り入れればいいと思ひます。つまり、市長の考える副市長像といふものを細かく皆さんに伝えて情報収集をしてもらわないと、市長はお忙しいですから、お一人ではこのままだと何年たっても決まらないといふ形になってしまうのではないかと危惧するわけだ。

そこでお伺ひしたいのが、市長の考える副市長像、理想の副市長像といふのはどのような人物かといふことだけれども、市長がおっしゃっていた公約実現に向けて覚悟を持って取り組んでくれるかといふような言葉であ

れば、例えば誰かに御紹介いただくことを頼んだ場合にも、相手も少し困ってしまうのではないかと思うところもあります。参与もこれに当てはまるのではないかなと思うところなのです。実際、こういう抽象的な言葉よりも、もっと具体的にお聞かせいただきたいのです。公約実現に向けて覚悟を持って取り組んでくれるということであれば、今日びアルバイトの募集でももう少し具体的に書かれているところもあるものですから、より具体的な副市長の要件をお答えいただけますでしょうか。例えば年齢層であるとか、有している経験、経歴、スキル、資格とか、そういった細かい部分に関して、どういう方がいいと思われているのか、もしあればお聞かせ願えますか。

#### ○市長

大変恐縮ですが、ペルソナマーケティングですか、私は存じておりませんが、そのようなマーケティング方法もあるということで、これからそれについては勉強させていただきたいというふうに思っておりますけれども、今、お話しされたような具体的なということで、年齢とかというようなお話でありましたけれども、私自身はそのような視点では考えておりませんので、今、高橋龍委員から御指摘があったように、やはり市政を担うということでございますから、る話したように公約実現に向けてということで、また、一緒に覚悟を持ってやっていただける方というのが基本ではありますけれども、共産党の酒井隆裕委員からも御指摘があったように、やはり庁内をまとめるという意味合いにおいては、やはりそういう意味での厳格さとか、また、取りまとめるための人からそのように見ていただける、尊敬されるような、そのような方であれば、私としても大変頼もしく感じるのではないかなというイメージは持っているところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

改めてお伺いしますが、今後、副市長選任に当たって、現状では、なかなか難航しているところですが、どのように進めていったらスムーズに副市長選任が行われるというふうに課題といたしますか、そういったものをお持ちでしたら、お聞かせいただけますか。

#### ○市長

私自身は第3回定例会で提案させていただいたところでございましたけれども、そのときにも私なりにいろいろ鑑みながら取り組んだ形で、残念ながら、第1回臨時会とか第2回定例会では間に合わない状態で、第3回定例会まで時間がかかったという実情もございます。そのような中で、私自身の動きにおいてもさまざまな課題を抱えているところではありますけれども、何にしても御説明させていただいているように、やはりみずから人選をさせていただいた形で取り組みたいというふうに思っておりますので、その上で庁内合議であったりとか、また、皆様へ事前にお知らせをすとか、そのようなことに対してしっかり意識をしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。

#### ○高橋（龍）委員

本会議でもありましたけれども、パイプというところで道であったりとか、国にパイプを持っている方、国会議員の方、北海道選出のとかという方とか、いろいろな方のお話を聞きながら、ぜひ副市長選任に関してはスピーディに進めていただければと思っております。

#### ◎置き雪対策について

次に、除雪に関してお伺いしたいことがあります。

先ほどの中村誠吾委員の質問の中にもあったのですが、実は、今日、私のところに電話がありまして、代表質問をインターネットでごらんになられて、きめ細やかな除排雪という部分で、市長が例えば置き雪を少なくするなどという御答弁をされたので、それをごらんになってとてもうれしく思われたということだったのです。ただ、気になる点があったということで、雪対策課に問い合わせたそうなのです。

そこで何を確かめたかという、この冬の除雪に当たって業者の仕様書には置き雪の件は書かれているのですかということをお聞かせください。実際には書かれていないということで、その際に原課からは今年度の話ではない

という返答だったということだったのですけれども、私としても今年度から取り組まれると聞いていたところもあるものですから、私の受け取り方の違いなのかもしれませんけれども、若干議会答弁とそこがどのように感じるのですが、市長、それに関してはいかがでしょうか。

#### ○市長

先ほど中村誠吾委員からも御指摘ありましたけれども、私自身も希望だけでお話をしているわけではないのですが、るるそれを改善できるようにということで雪置場ですか、そういうところをこの夏の間もずっと原部・原課で探していただき、置き雪がそのまま残っていたものを少しでもそういうところにずらしながら置き雪の改善をしたということ、今まさに取り組んでいるところでございます。想定していたほどに雪置場がなかなか見つからないという現状がありますけれども、まだ、この雪が降っている間も当然に常々その置ける場所を探しながらパトロールも兼ねて行っておりますから、そのような環境をしっかりと整えながら、現行の取組の中でいかに改善できるかをまず今年度においてはやってみてまいりたいと思っております。来年度以降においては、やはりそれは一つの大きな課題だと思っておりますので、業者の方々はもちろんですけれども、原部・原課とも話しながら、そのあたり制度設計又はテクニカルのところも含めて、詰めて打合せをできたというふうには思っております。

#### ○高橋（龍）委員

今年度から J V の要件の変更などもあったわけで、それもきめ細やかな除排雪のためというふうな御説明をされていたものですから、また、私自身も議会の中での質問では、今年の除排雪体制について伺っていたつもりだったのですけれども、お答えいただいたのがよもや来年度以降の話だということだとは思いませんで、また、各メディアなども置き雪に対して報じていただいている中で、市民の方々も勘違いといいますか、市長にとっては勘違いになるのでしょうか、そういったふうに思われている方々がたくさんいらっしゃるものですから、これが来年度以降という話になるのであれば、今年度は、きめ細やかな除排雪というのはどこに物差しを置けばよろしいでしょうか。きめ細やかな除排雪体制の基準、昨年度よりもここを見てくださいという森井市長にとっての目玉のポイントといいますか、そういったところを市民の方にはどのようにお話しされますか。

#### ○市長

大変恐縮ですが、今この場で具体的な物差しまではお伝えできないところでありますけれども、私自身も公約の中で除排雪を少しでもよくしたい、きめ細やかにしたいということで掲げたときに、それに対しての覚悟と責任を感じながら選挙戦に向けて戦わせていただいたところでございます。当然、例年、雪は降るわけで、その雪の量も年によっては大きく変化し、どんなに体制を整えても大雪に見舞われることも当然あるわけですから、それによつては市民の皆様からそのような御指摘をいただく可能性はあるだろうと思っておりました。しかしながら、今、毎年必ず冬が来る中で、市民の皆様が本当に苦勞されているこの除排雪に向けて、何かしら一つでも改善策を図っていく、それを私は公約の中で幾つか具体的に表したものが出動基準を10センチメートルに切り替えることやステーションを増やす、又はガタガタの道路をとというようなお話をさせていただきました。これは状況によっては部分的なのかもしれませんが、それでも、その部分的でもよりよくしていくことが、今、私が求められている部分だと思いますので、当然に全てにおいて今年度が昨年度より完璧によくなったというレベルになるかどうかというのはこの場では言えませんが、少しずつ少しずつその改善を図って、最終的に市民の皆様がその雪に対してのそういう抵抗がないような形にできるように、市民の皆様が冬でもより快適に過ごせるように、そのような環境を整えられるよう、これからも努力をしてみたい、このように考えているところでございます。

#### ○高橋（龍）委員

来年度に向けて要望ですけれども、例えば数字数字とうるさいと思われるかもしれませんが、数字的な根拠をある程度お示しいただけるようお願いしたいと思います。例えば、最大積雪深とか、降雪量とその積雪の量とか、そういったある程度定量的な物差しを持てるように制度を組んでいただければと思いますので、その辺も前

向きに御検討をお願いいたします。

**○委員長**

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。